

誰もが自分らしく働き、くらし、 生きられる南箕輪村をめざして

第5次南箕輪村男女共同参画計画



南 箕 輪 村

目 次

はじめに.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 基本理念.....	2
3 計画名称の変更.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画の期間.....	4
6 計画の進行管理.....	4
第1章 計画策定の背景.....	5
1 国の動き.....	5
2 県の動き.....	7
3 南箕輪村の動き.....	9
4 男女共同参画に関する現状.....	13
第2章 第5次計画の取組に向けた視点.....	25
第3章 基本目標.....	27
第4章 計画の体系.....	27
第5章 重点目標と具体的な施策.....	28
【女性活躍推進計画】.....	28
テーマⅠ あらゆる分野における女性の参画拡大.....	28
重点目標1 政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大.....	28
重点目標2 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現.....	31
テーマⅡ 安心・安全なくらしの実現.....	35
【DV防止計画】重点目標3 あらゆる暴力の根絶.....	35
重点目標4 困難な状況に置かれている人への支援と多様性を尊重する環境の整備.....	38
重点目標5 生涯を通じた健康支援.....	41
重点目標6 防災・復興における男女共同参画の推進.....	43
テーマⅢ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備.....	44
重点目標7 男女双方の意識改革・理解の促進.....	44
重点目標8 男女共同参画の視点で魅力ある村づくり.....	48
推進体制の強化.....	50
第6章 目標指標.....	51
1 目標設定の考え方.....	51
2 成果指標.....	51
3 活動指標.....	52
参考資料.....	53
1 計画策定の経緯.....	53
2 男女共同参画計画策定委員名簿.....	55

はじめに

1 計画策定の趣旨

本村では、平成 13（2001）年度に第 1 次男女共同参画行動計画を策定し、以降第 4 次計画にわたって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

男女共同参画行動計画の策定をきっかけに、平成 14（2002）年には、「南箕輪村男女共同参画都市宣言」が村議会にて決議され、男女共同参画における村の方向性を明らかにしました。

これらの取組により、村の役職職員における女性の割合は 50%を超え、男性職員の子育てに関する休暇取得率が 100%になるなど、長野県下においても高水準に至っています。一方で、男女共同参画という言葉は浸透してきてはいるものの、家庭や地域社会、民間の職場等の場面においては固定的な性別役割分担意識は改善しつつも、いまだに残っているのが現状です。

しかし、急速な人口減少社会の進展と少子高齢化による労働力人口の減少が懸念される昨今、長野県の市町村のうち平均年齢が一番若い、という稀な特徴を持つ村であることから、古くからの固定観念の意識が薄い若い世代に対する施策を集中的に講じるなど、他市町村にない優れた点を活かした取組を行うことができます。

村が今まで力を入れてきた子育てや介護に関する施策に対しても、男女が共同して責任を果たすとともに、社会全体で支えていく仕組みづくりが一層重要となってきました。

この計画は、こうした背景やこれまでの取組を踏まえ、村民一人ひとりが、年齢や国籍、性的指向・性自認（性同一性）による制限を受けることなく、あらゆる場に参画する機会を平等に保障し、それを通じてすべての村民が幸福を感じられる、活力ある村づくりを進めていくための指針となるものです。

図 1. 男女共同参画シンボルマーク



2 基本理念

長野県の長野県男女共同参画社会づくり条例（以下「県条例」といいます。）第3条から第8条には、男女共同参画社会づくりのために県民、事業者、県が共有すべき基本的な考え方として6項目が明記されています。

本計画においても県条例と整合を図り推進していくこととし、村民、事業者、村がともに目指す男女共同参画社会づくりの基本理念として位置づけることとします。

＜長野県男女共同参画社会づくり条例＞

■ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

■ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

■ 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

■ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

■ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

■ 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。

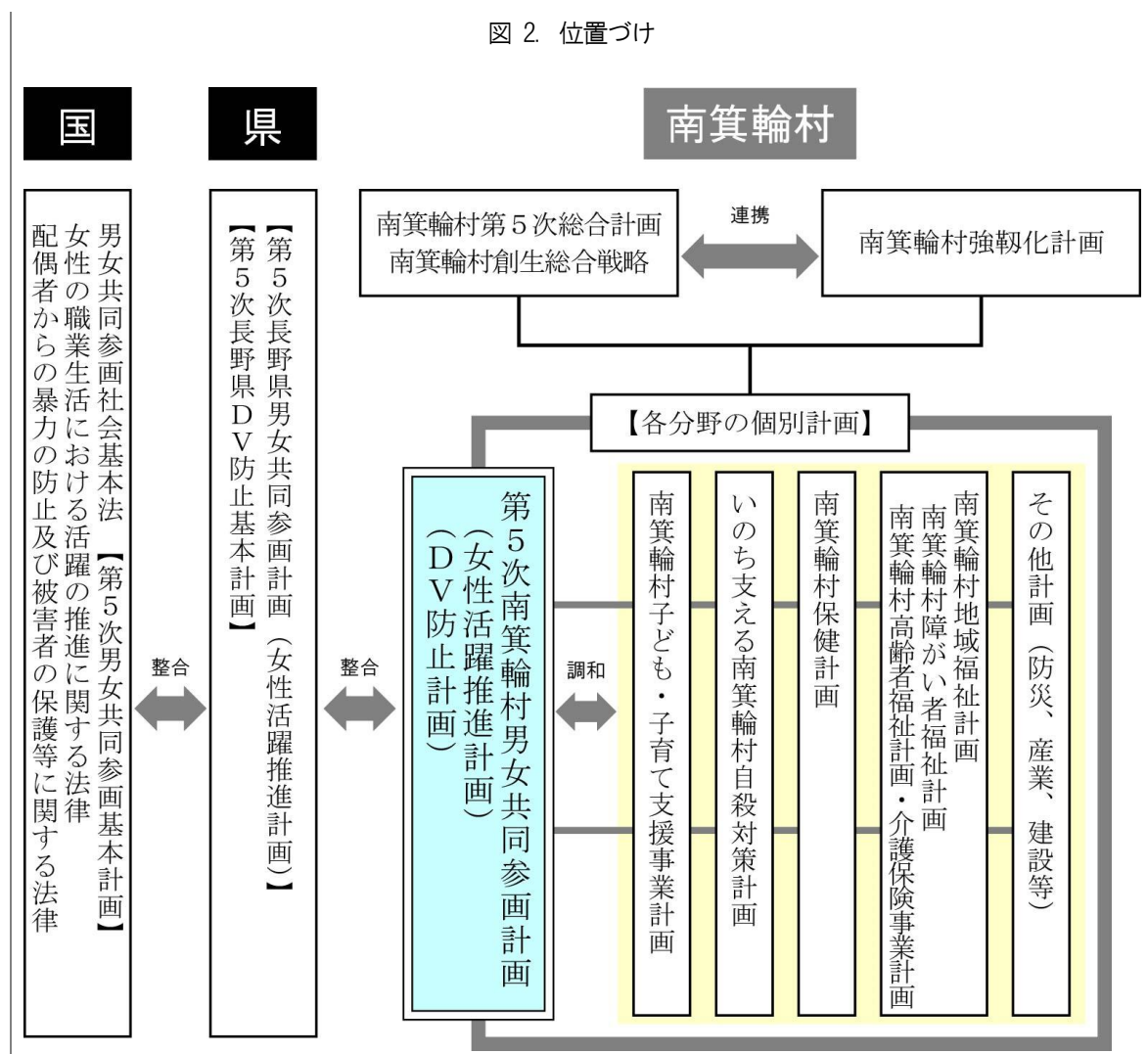
3 計画名称の変更

第1次計画から第4次計画まで、本計画は男女共同参画行動計画と称していましたが、国や県の計画と合わせ、第5次計画からの名称を「男女共同参画計画」に改めました。

4 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に基づく、市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための基本的な計画です。
- 本計画 5 章重点目標 1 及び 2 は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画に位置づけれます。
- 本計画 5 章重点目標 3 は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画に位置づけれます。
- 国の第 5 次男女共同参画基本計画、第 5 次長野県男女共同参画計画、第 5 次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画（DV^{※1}防止基本計画）などの国・県の計画、ならびに南箕輪村第 5 次総合計画と整合性を図った計画です。
- 第 4 次南箕輪村男女共同参画行動計画の基本的な考え方を継承し、男女共同参画社会の形成の促進に関する方向を示すものです。
- 村民、事業者、村、教育関係者他関係機関が相互の理解と協力の中で、それぞれの立場で積極的に行動するための指針となります。

図 2. 位置づけ



※1 DV : 英語の「domestic violence」を略したもの。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、または過去その関係にあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。「暴力」というと、殴る、蹴るといった“身体的なもの”を思い浮かべる方も多いが、言葉による精神的・心理的暴力やお金を渡さないなどの経済的暴力、家庭外の人間関係を遮断させる社会的隔離などもDVに含まれ、身体的暴力にとどまらないという特徴がある。

5 計画の期間

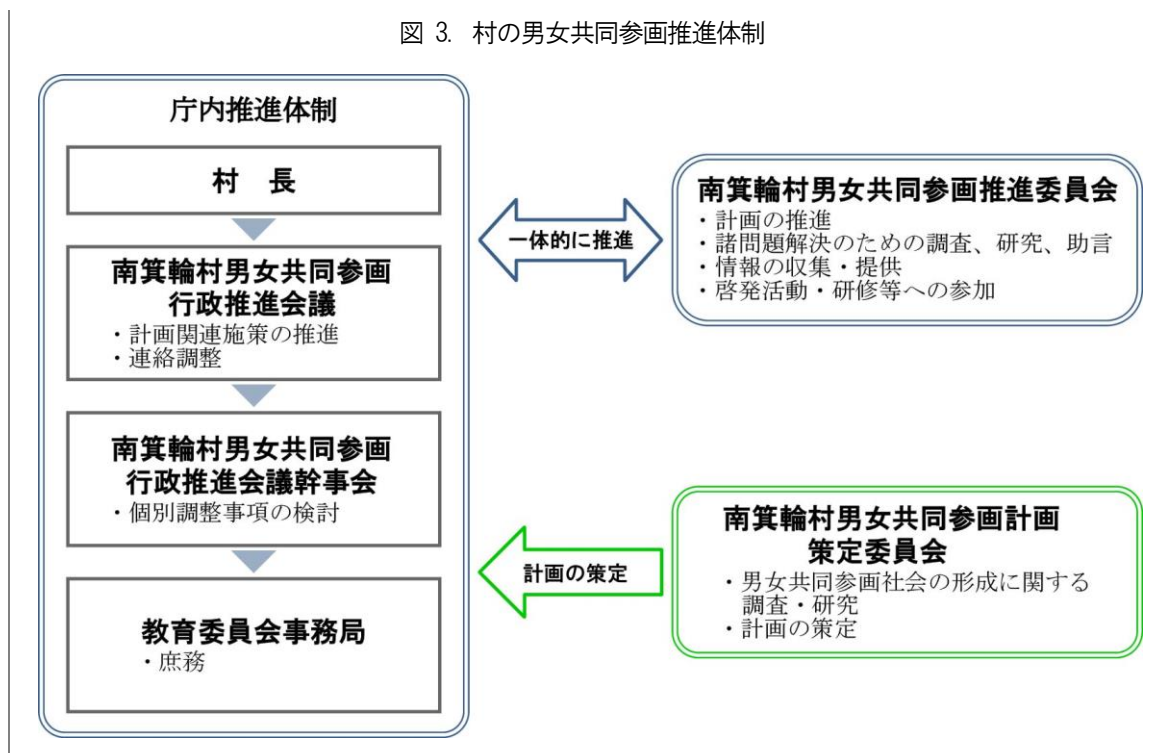
この計画は、令和4（2022）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を目標年度とする5年間を対象とします。

6 計画の進行管理

本計画に基づく施策の実施状況や男女共同参画社会づくりの推進状況は、南箕輪村男女共同参画推進委員会及び南箕輪村男女共同参画行政推進会議を経て公表します。

設定した目標指標や、取組状況をもとに施策の効果を検証し、点検・評価します。また、その結果を次年度以降の取組に反映させる仕組みを確立します。

図 3. 村の男女共同参画推進体制



第1章 計画策定の背景

1 国の動き

『男女共同参画社会基本法』の公布・施行

平成 11（1999）年、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。男女共同参画社会の形成を 21 世紀の最重要課題に位置づけ、国、地方公共団体及び国民の責務と施策の基本事項が示されました。

政治分野における男女共同参画推進法『政治分野における男女共同参画の推進に関する法律』の公布・施行

衆議院・参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことなどを基本原則とし、政党等の責務として、所属する男女それぞれの公職の候補者数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることや、国・地方公共団体の責務等を定め、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することなどを目的とする法律が、平成 30（2018）年 5 月に公布・施行されました。

また、国・地方公共団体における施策と責務等について強化する旨を追加した、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和 3（2021）年 6 月に公布・施行されました。

働き方改革関連法『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』の公布・施行

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じることについて、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法を改正する法律が平成 30（2018）年 7 月に公布され、平成 31（2019）年 4 月から順次施行されました。

女性活躍推進法『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』の改正

女性の職業生活における活躍を一層推進するため、令和元（2019）年 6 月に改正され、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等について、令和 2（2020）年 4 月から順次施行されることとなりました。

労働施策総合推進法^{※2}、男女雇用機会均等法^{※3}、育児・介護休業法^{※4}の改正

パワーハラスメント^{※5}対策が事業主の義務となる労働施策総合推進法の改正と併せ、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化を目的として、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法が令和元（2019）年 6 月に改正され、令和 2（2020）年 6 月から順次施行されることとなりました。

配偶者暴力（DV）防止法^{※6}の改正

配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元（2019）年 6 月に公布され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法律上明確化されるとともに、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることになり、令和 2（2020）年 4 月から施行されました。

『男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン』の策定

平成 25（2013）年 5 月に作成された「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」について、その後の社会情勢や課題とそれに伴う政策の変化、東日本大震災からの復興の取組の進展や課題の変化、取組指針作成以降の災害における取組状況や新たな課題を踏まえ、「ジェンダー^{※7}の視点が災害対応力を強くする」との検討会の提言を受け、都道府県・市町村が女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化していくための基本方針等を内容とする「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が令和 2（2020）年 5 月に策定されました。

『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』の決定

性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化するため、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間に性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法に関する検討、再犯防止施策の充実、被害者の相談支援体制の整備、教育・啓発活動を通じた意識改革と暴力予防を内容とする方針が、令和 2（2020）年 6 月に決定されました。

『男女共同参画基本計画』の決定

平成 12（2000）年、男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、施策の基本方向や具体的施策が示されました。

平成 17（2005）年に改定された第 2 次男女共同参画基本計画では、重点的に取組む事項として令和 2（2020）年までにあらゆる分野の指導的地位に占める女性の割合が 30％程度になるよう示されました。

平成 22（2010）年に改定された第 3 次男女共同参画基本計画では、「男性・こどもにとっての男女共同参画」などの内容を加え実行性のある計画として決定されました。

平成 27（2015）年に改定された第 4 次男女共同参画基本計画では、「あらゆる分野における女性の活躍」など 4 つの政策領域（12 分野）にわたる目標が設定されました。

第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27（2015）年 12 月閣議決定）以降の、男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮した、「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が令和 2（2020）年 12 月に閣議決定されました。

※2	労働施策総合推進法	：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の略。
※3	男女雇用機会均等法	：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の略。
※4	育児・介護休業法	：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の略。
※5	ハラスメント	：「人に対する嫌がらせ」を意味する。行為を行った側の認識は関係なく、受け取り側が不快な思いをすればハラスメントとなる。
※6	配偶者暴力（DV）防止法	：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の略。
※7	ジェンダー	：生物学的な性別に対して、社会的性別のこと。社会的・文化的につくられる「男性らしい」あるいは「女性らしい」とされている役割や行動、考え方や見た目などのこと。

2 県の動き

「長野県婦人行動計画」の策定

長野県は、昭和 55（1980）年に「第 1 次長野県婦人行動計画」を策定し、以降第 4 次計画にわたって、女性の地位と福祉の向上に向け取組を進めてきました。

「第 1 次長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの 21」」の策定

平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が公布されたことを受け、平成 13（2001）年に、第 1 次長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの 21」を策定しました。以来、概ね 5 年ごとに男女共同参画計画の改定を行い、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。

「長野県男女共同参画社会づくり条例」の制定

平成 14（2002）年 12 月に、議員提案による「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、男女共同参画社会づくりに関する基本理念、県・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項が定められました。平成 19（2007）年 7 月に、県の施策の実施状況に関する調査機能を充実する内容の条例改正を行いました。

長野県女性活躍推進会議の設置

県における女性の活躍を推進し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある地域社会を実現するため、国、県、経済団体、労働団体、職域団体、教育機関等で構成する「長野県女性活躍推進会議」を平成 28（2016）年 5 月に設置しました。県内企業・団体における女性の採用、配置・育成、登用等についての現状及び課題の整理や、女性の活躍推進及び働き方改革のための共通テーマや推進方法等について協議を行っています。

平成 28（2016）年 7 月に、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」を開設し、性暴力被害者に対する総合的な支援を、関係機関と連携してワンストップ[※]で提供しています。

長野県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」の策定

平成 30 年度から 5 年間の県政運営の基本となる総合計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」が、平成 30（2018）年 3 月に策定されました。「確かなくらしが営まれる美しい信州～学びと自治で拓く新時代～」を基本目標とし、計画の特色の一つとして「SDG s[※]を意識」を挙げています。

また、6 つの政策推進の基本方針に「誰もが等しく社会からその存在と役割を認められ、自らの可能性に挑戦し、自分らしく生きている『誰にでも居場所と出番がある県づくり』をめざす」、と掲げています。

SDG s 未来都市に選定

長野県は、SDG s の達成に向けて優れた取組を提案する「SDG s 未来都市」として、平成 30（2018）年 6 月、他の 28 自治体とともに、全国で初めて国から選定されました。

「学びと自治の力による『自立・分散型社会の形成』」を掲げ、SDG s 達成に向けてエシカル消費[※] 10 の促進、県産材の活用促進などの取組により、持続可能な地域づくりをめざしています。

令和元（2019）年 11 月県議会定例会における「気候非常事態に関する決議」を受けて、阿部知事が「気候非常事態」を宣言し、この中で「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを決意しました。

「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」の策定

県職員自らが、性的指向や性自認の多様性を理解し、各職場において、状況に応じて適切に行動するための「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」を令和2（2020）年3月に策定しました。

性のあり方の違いを尊重することで、性的マイノリティ^{※11}の当事者だけでなく、すべての人が生きやすい社会の実現を目指しています。

長野県就業促進・働き方改革「基本方針」「アクションプラン」の策定

少子化の進展による人口減少に伴う生産年齢人口の減少は、地域社会や産業の担い手不足につながり、地域活力の低下を招くことが懸念されることから、就業者数の増加、県内産業の持続的発展のためには、高齢者、女性、障がい者など多様な人材の就業促進、多様で柔軟な働き方の導入等の「働き方改革」が不可欠であるという観点の下、長野県就業促進・働き方改革「基本方針」と「アクションプラン」が、令和2（2020）年3月に策定されました。

「長野県DX^{※12}戦略」の策定

新型コロナウイルス感染症などの前例のない危機にも対応できるよう、Society5.0^{※13}時代を見据えて、県全域のDXを行うことで5Gなどのインフラ整備を促進し、長野県を、県民や地場産業に加えて、県外の人や企業にとっても魅力的な地域にすることを目的として、「長野県DX戦略」が、令和2（2020）年7月に策定されました。

「第5次長野県男女共同参画計画」の策定

令和7年度を目標年度とする「第5次長野県男女共同参画計画」が、令和3（2021）年6月に策定されました。

新型コロナウイルス感染症終息後の「新しい日常」をも見据えて、「県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県」を、県と県民と事業者が協働して築くことをめざし、男女共同参画に関する中長期的な取組の方向性を示しています。

「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」の策定

令和2年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改正などを踏まえ、令和7年度を目標年度とする「第5次長野県DV防止基本計画」が令和3（2021）年6月に策定されました。

暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化や市町村の相談体制強化への支援などを重点目標として掲げています。

※8	ワンストップ	: 1か所でさまざまな用事が足りる、何でも揃うという意味の言葉。行政においては、従来サービスによって複数のに分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1か所で行えるようにすることを指す。
※9	SDGs	: 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟国が「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」など、2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標。
※10	エンカル消費	: 「人・社会」、「環境」、「地域」に配慮した消費行動を行うこと。
※11	性的マイノリティ	: 性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のこと。LGBTなどのセクシュアリティだけではなく、幅広いセクシュアリティの方を意味している言葉。男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や自分自身の性を決められない、あるいは分からないと言う人など性の多様性に対応する。
※12	DX	: 「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略称で、デジタル技術の活用によって、企業や行政が事業や組織のあり方を変革し、人々の生活をより良い方向に導くこと。
※13	Society5.0	: 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。自動車の自動運転やドローンによる宅配など、必要な時に必要なサービスが提供されるといった社会が挙げられる。

3 南箕輪村の動き

女性ネットワーク南みのわ 《女性の課題解決への取組の始まり》

平成9（1997）年、南箕輪村婦人会が解散し、平成12（2000）3月南箕輪村計画審議会により「南箕輪村後期基本計画」が答申されました。同年4月、それを受けて教育委員会事務局に「女性係」を設置し、平成12（2000）年5月女性問題意識調査アンケートを実施しました。

男女共同参画各設置要綱を制定

平成13（2001）年、南箕輪村男女共同参画推進委員会設置要綱、南箕輪村男女共同参画行動計画策定委員会設置要綱、南箕輪村男女共同参画行政推進会議設置要綱をそれぞれ制定し、女性問題に関する施策を総合的に推進するための体制を整えました。

パートナーシップ南みのわ 《男女共同参画推進団体の活動》

平成13（2001）年2月に各女性団体を統合した「女性ネットワーク南みのわ」を組織し、同年5月からは、参加に性別を問わない「パートナーシップ南みのわ」での活動を開始しました。

令和4（2022）年3月解散までの21年間という長期にわたる活動は、村民の男女共同参画意識の向上に寄与しました。

南箕輪村男女共同参画行動計画を策定

平成13年度を初年度とした「21世紀に輝く女と男」と題した男女共同参画行動計画を策定し、18年までの5年を見据えた計画にしました。同年4月、男女共同参画推進に関する事務が教育委員会女性係から「総務課男女共同参画係」に移管しました。

「南箕輪村男女共同参画都市宣言」の議会議決

平成14（2002）年9月、「南箕輪村男女共同参画都市宣言」が村議会により決議されました。

「男女共同参画行動計画を実効あるものにし、男女がともに社会の対等な構成員として一人一人の人権を尊重しつつ、あらゆる分野に参画し、ともに喜び責任を分かち合いながら明るい村づくりを目指すため、ここに『男女共同参画都市』を宣言します。」というものです。

第2次男女共同参画行動計画策定

平成17（2005）年7月、総務課から教育委員会に事務局が移管し、計画の見直しを進め、平成19（2007）年4月、第1次男女共同参画計画の取組を踏まえ、新たな目標・重点プロジェクトを盛り込んだ、平成24年度を目標年度とした「第2次南箕輪村男女共同参画行動計画」を改定版として策定しました。

第3次男女共同参画行動計画を策定

平成24（2012）年、第2次男女共同参画行動計画の取組を踏まえ、新たな目標・重点プロジェクトを盛り込んだ、平成28年度を目標年度とした「第3次南箕輪村男女共同参画行動計画・改定版」を策定しました。

第4次男女共同参画行動計画を策定

平成28（2016）年、これまでの男女共同参画に対する取組成果と社会情勢の変化を踏まえ、「男女がともに輝ける南箕輪村をめざして」を新たな基本目標と掲げ、平成33年度を目標年度とした「第4次南箕輪

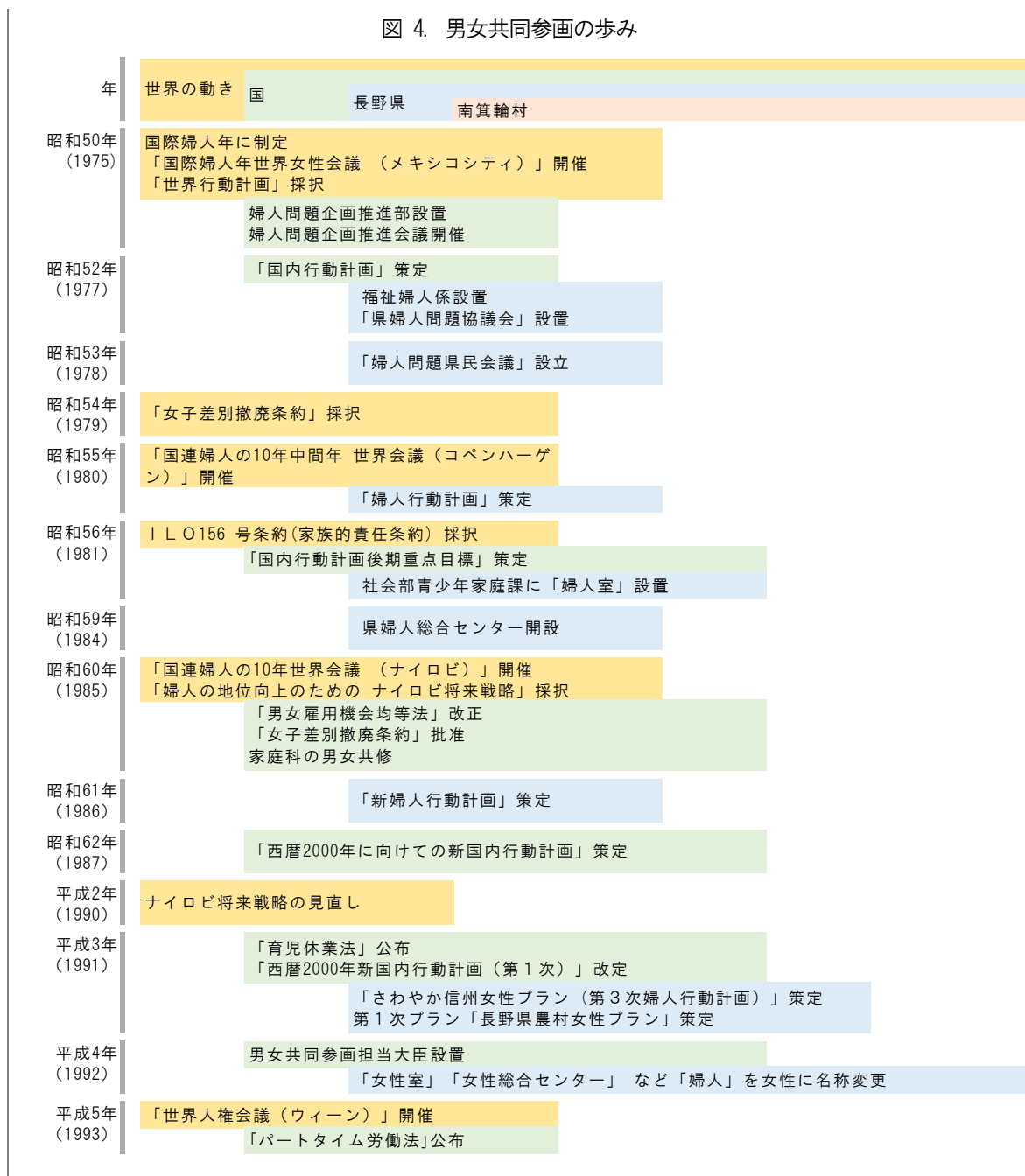
村男女共同参画行動計画」を策定しました。

南箕輪村特定事業主行動計画^{※14}（第4期）を策定

多様化する社会情勢により、次世代育成支援対策推進法の制定や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定及び改正に基づく新たな方針等に対応するため、令和2（2020）年、次世代育成支援対策推進法における市町村行動計画、ならびに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における特定事業主行動計画にあたる、第4期となる「南箕輪村特定事業主行動計画」を策定・公表しました。

※14 特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法において、それぞれの法に定める目的達成のため、一定規模以上の民間事業主にあつては「一般事業主行動計画」を、国や地方公共団体にあつては「特定事業主行動計画」を策定し、具体的な目標や取組を位置付けることとされている。

図 4. 男女共同参画の歩み



年	世界の動き	国	長野県	南箕輪村
平成6年 (1994)	「国際人口開発会議(カイロ)」開催		男女共同参画推進室設置	
平成7年 (1995)	第4回世界女性会議-平等、開発、平和の為の行動(北京) 「北京宣言・行動綱領採択」		「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	
平成8年 (1996)			「男女共同参画2000年プラン」策定 「信州女性プラン21」(第4次女性行動計画)策定 第2次プラン「新長野県農村女性プラン」策定	
平成9年 (1997)			「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「介護保険法」公布 「女性課」設置	
平成11年 (1999)			「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
平成12年 (2000)	国連特別総会「女性2000年会議(ニューヨーク)」開催 「成果文書、政治宣言」採択		「男女共同参画基本計画」決定 「長野県女性総合センター」の愛称を“あいとぴあ”に決定	
平成13年 (2001)	「ミレニアム開発目標」策定		「男女共同参画局」・「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布 長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」策定 「女性課」「長野県女性総合センター」を「男女共同参画課」「長野県男女共同参画センター」に名称変更 第3次プラン「農に生きる男女共同参画プラン」策定	「南箕輪村男女共同参画推進委員会設置要綱」 「南箕輪村男女共同参画行動計画策定委員会設置要綱」 「南箕輪村男女共同参画行政推進会議設置要綱」制定 「女性ネットワーク南みのわ」 「パートナーシップ南みのわ」発足 「南箕輪村男女共同参画参画行動計画」策定
平成14年 (2002)			「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布	南箕輪村男女共同参画都市宣言
平成15年 (2003)			男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策推進について」 「パートナーシップながの21」一部改正	
平成16年 (2004)			「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
平成17年 (2005)	第49回国連婦人の地位委員会通称『北京+10』世界閣僚級会合(ニューヨーク)開催		「第2次男女共同参画基本計画」決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 男女共同参画センターに指定管理者制度を導入	「第2次男女共同参画行動計画」策定
平成18年 (2006)			男女共同参画推進本部決定 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)開催 「第2次長野県男女共同参画計画」策定 人権・男女共同参画課に名称変更 「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」策定	
平成19年 (2007)			「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動計画」策定 「長野県男女共同参画社会づくり条例」一部改正	
平成20年 (2008)			第4次プラン新「農に生きる男女共同参画プラン」策定	
平成21年 (2009)			男女共同参画シンボルマーク 決定 「育児・介護休業法」改正 「第2次長野県DV防止基本計画」策定	
平成22年 (2010)	第54回国連婦人の地位委員会 通称「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)		「第3次男女共同参画基本計画」決定	

年	世界の動き	国	長野県	南箕輪村
平成23年 (2011)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UNWomen)」 正式発足		「第3次長野県男女共同参画計画」策定	
平成24年 (2012)			「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 「第3次長野県DV防止基本計画」策定	
平成25年 (2013)	国連本部にて「女性と平和構築ハイレベル閣僚級会合」を開催 G8外相会合で、「紛争下の性的暴力防止に関する宣言」を採択		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成・公表 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 第5次プラン「長野県農村女性チャレンジプラン」策定 「長野県総合5か年計画」策定	「第3次男女共同参画行動計画」策定
平成26年 (2014)	第59回国連婦人の地位委員会 通称「北京+20」記念会合開催 (ニューヨーク) 「女性の地位委員会」開催 「女性と女兒に関するミレニアム開発目標の実施における課題と成果」を議論		外務省が総合外交政策局に「女性参画推進室」を設置 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定 女性活躍担当大臣設置 「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	
平成27年 (2015)	国際女性会議WAW！2015開催		「第4次男女共同参画基本計画」決定 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「女性活躍推進のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立	
平成28年 (2016)	G7首脳会議において「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」を立ち上げ		女性の能力開花のためのG7行動指針「持続可能、包摂的、並びに、公平な成長及び平和のために」を策定 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」一部改正 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「第4次長野県男女共同参画計画」策定 「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」の設置 「長野県女性活躍推進会議」の設置 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」開設 「第4次長野県DV防止基本計画」策定	「第4次男女共同参画行動計画」策定
平成29年 (2017)	ドイツで「Girls20サミット2017」開催		国際女性会議WAW！（World Assembly for Women(WAW！2017)に向けたアドバイザーズ会合開催	
平成30年 (2018)			「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 「働き方改革関連法」公布 「SDGs 未来都市」選定 「しあわせ信州創造プラン2.0」策定	
令和元年 (2019)	第5回国際女性会議WAW！／W20開催		「女性活躍推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」及び 「労働施策総合推進法」改正 「配偶者暴力（DV）防止法」改正	
令和2年 (2020)			「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 「第5次男女共同参画基本計画」決定 「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」策定 長野県就業促進・働き方改革「基本方針」「アクションプラン」策定 「長野県DX戦略」策定	
令和3年 (2021)	「北京+25」の記念会合開催（メキシコ、フランス）		「政治分野における男女共同参画推進法」改正 「第5次長野県男女共同参画計画」策定 「第5次長野県DV防止基本計画」策定	
令和4年 (2022)				「パートナーシップ南みのわ」解散 「第5次男女共同参画計画」策定

4 男女共同参画に関する現状

1 男女共同参画に関する現状

○ 経済・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況

平成 29 年の生産年齢人口^{※15}における長野県の女性の有業率は 72.3%であり、全国平均の 68.5%を 3.8 ポイント上回っています。平成 19 年からの推移では、平成 24 年に若干の低下が見られるものの増加傾向であるといえます。

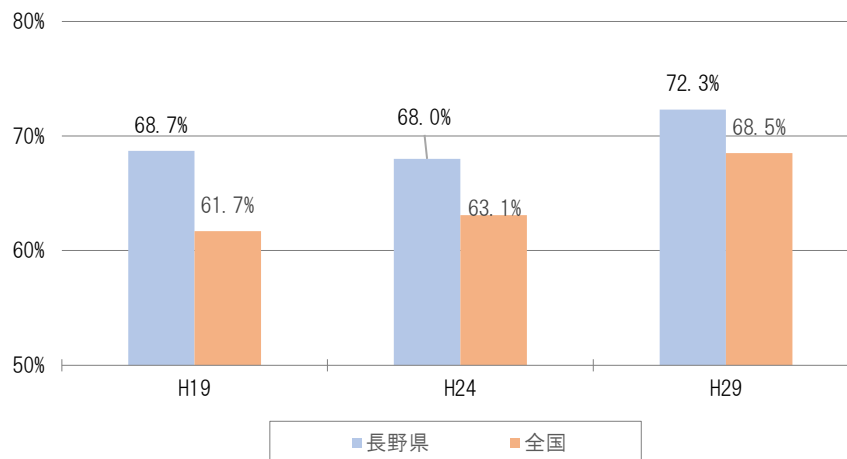
また、全国の育児をしている女性の年齢階級別有業率の推移を平成 24 年と平成 29 年で比較すると、すべての年齢階級で増加が見られ、特に 25～29 歳と 40～44 歳での増加が顕著です。育児をしている女性の有業者は増加しています。さらに、出産・育児のために離職した女性は、全国、長野県ともに減少傾向にあり、長野県は全国と比較して減少幅が大きいことがわかります。

村職員の課長相当職に占める女性の割合は 50%、係長相当職は 53.6%となっており、長野県公務員 (8.6%) や全国市町村職員 (17.8%) の課長相当職の登用状況と比較すると、非常に高い状況にあります。(令和 2 年度調査)

一方、地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等における女性委員の登用状況は 22.2%となっており、長野県 (41.5%) や長野県市町村 (25.1%) と比較すると下回っています。

村アンケート調査の「女性は能力があっても重要なポストにつけなかったり、決定権を与えられなかったりすることが多いと思いますか」の問いでは、「多い」もしくは「どちらかといえば多い」と感じている村民が多く、性別で見ると女性の方が高くなっています。(令和 3 年度調査)

図 5. 生産年齢人口における女性の有業率の推移



資料：就業構造基本調査

図 6. 年齢階級別育児をしている女性の有業率（全国）＜H24 と H29 との比較＞

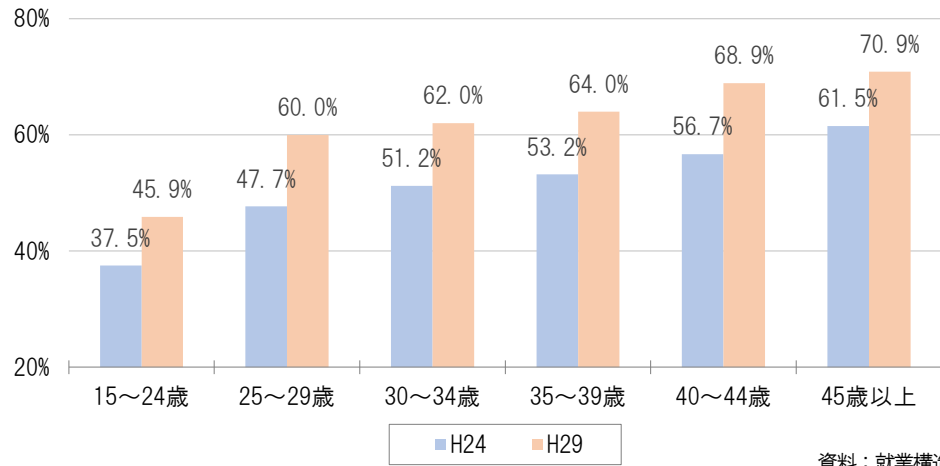


図 7. 育児をしている女性の有業率

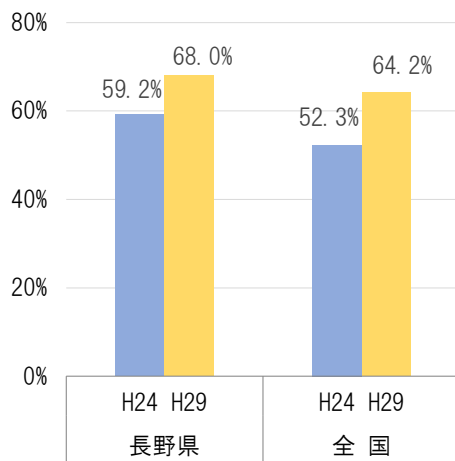


図 8. 出産・育児のために離職した女性の割合

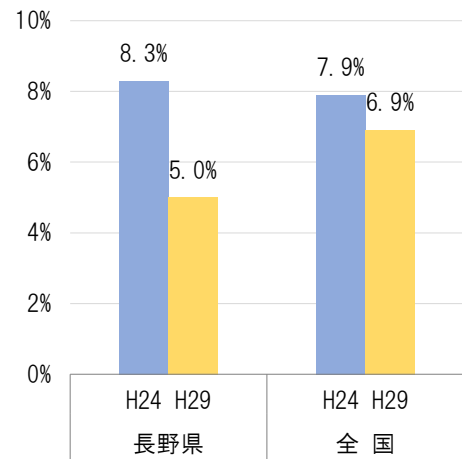
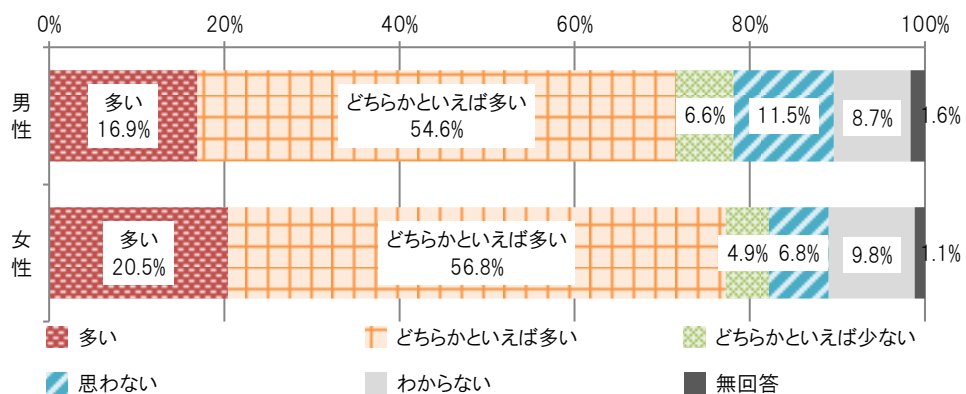


図 9. 問. 女性は能力があっても重要なポストにつけなかったり、決定権を与えられなかったりすることが多いと思いますか



※15 生産年齢人口：生産活動の中核を成す年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当する。

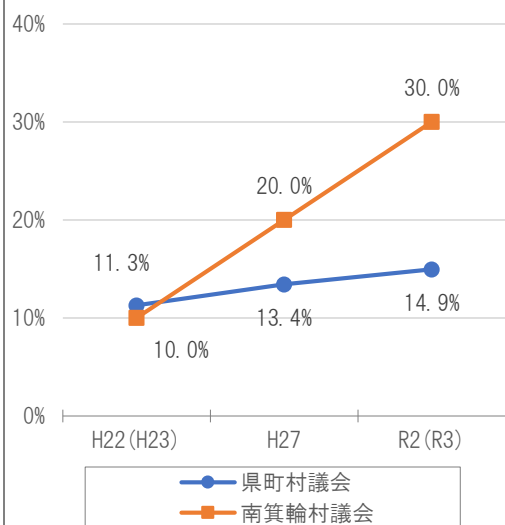
○ 政治分野における女性の参画状況

南箕輪村議会における女性議員の割合を長野県内の町村議会の数値と比較すると、平成 22 年までは長野県町村議会の平均を下回っていましたが、平成 27 年から女性の議席が 1 人ずつ増え、令和 3 年では 30%まで上昇しています。

「政治の場」における男女の平等への感じ方について、村アンケート調査によると、「男女平等」と感じている村民は 7.8%にとどまり、「男性の方が優遇されている」もしくは「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている村民は 83.3%と多いことがわかります。

また、「男性の方が優遇されている」と感じている女性は 44.3%と半数近い人がいる反面、男性は 29.5%と低い値を示しており、性別による感じ方の違いが顕著に表れています。

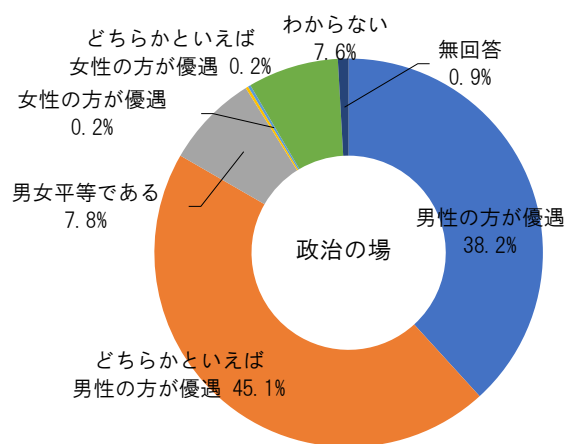
図 10. 議会に占める女性の割合の推移



注：()の年次は、南箕輪村の調査年

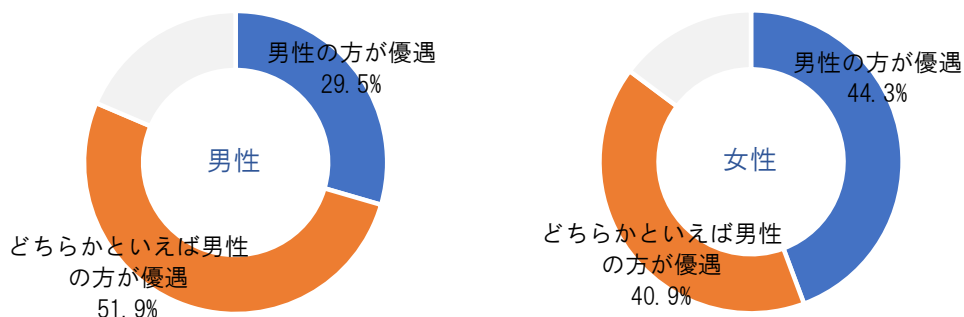
資料：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査、村議会資料

図 11. 政治の場における男女の地位や立場の平等感



資料：令和 2 年村民アンケート調査

図 12. 「政治の場」における男女の地位や立場の平等感（性別）



資料：令和 2 年村民アンケート調査

○ 家庭生活と仕事における男女共同参画の状況

社会生活基本調査によると、女性は男性に比べ家事・育児に従事する時間が長くなっています。2歳までの子どものいる世帯では妻の育児時間は非常に長くなっていますが、子どもの成長に比例し短縮しています。夫の育児時間も同様の傾向が見られますが、1～2歳において最大80分の従事にとどまっています。

妻と夫の家事時間については、子どもの成長にあまり左右されず推移しており、妻は3～4時間、夫は1時間以内となっています。

村アンケート調査においても、家庭での家事や仕事の役割分担について、「仕事」では男性が主体16.4%、共同が66.4%と回答した家庭が多いのにもかかわらず、「家事」では共同は33.1%、約半数が「女性が主体」の回答となっており、家庭における家事はまだまだ女性が負担している現状がうかがえます。

また、女性が家庭と仕事の両立に負担となっている主なこととして、男女ともに「育児や子どもの教育」「家事」を多く回答しています。男性も家庭内の理由が大きいことを認識しているにもかかわらず、男性が家事や子育てに積極的に参加できない理由として、男性の回答には「仕事が忙しい、時間がない」「女性の役割（そういう風潮がある）」が多くなっており、女性については「女性の役割（そういう風潮がある）」が最も多くなっています。

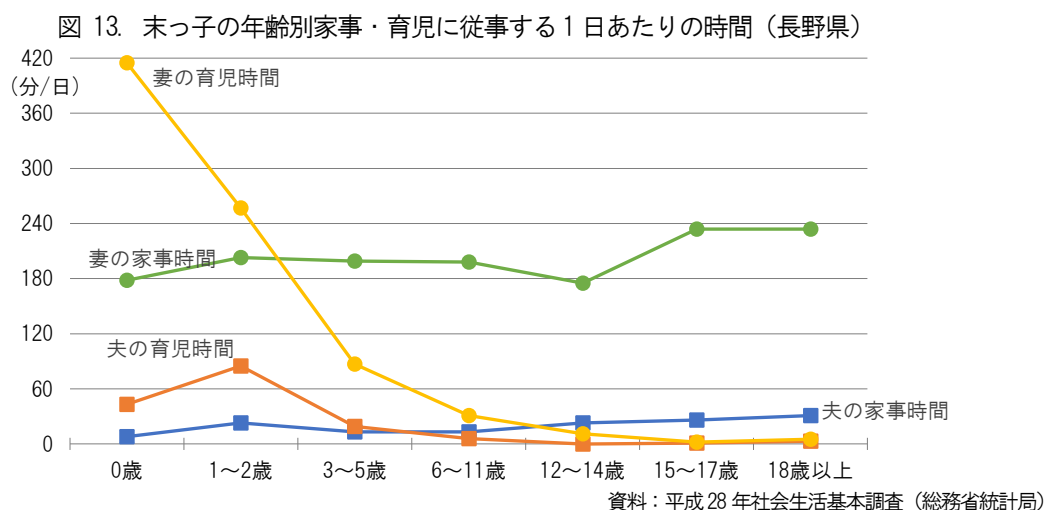
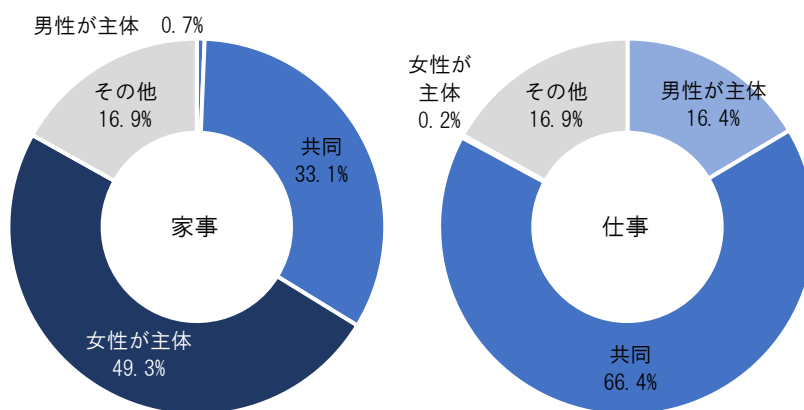


図 14. 家庭での家事や仕事の役割分担



資料：令和2年村民アンケート調査

図 15. 女性が家庭と仕事の両立に負担となっていること

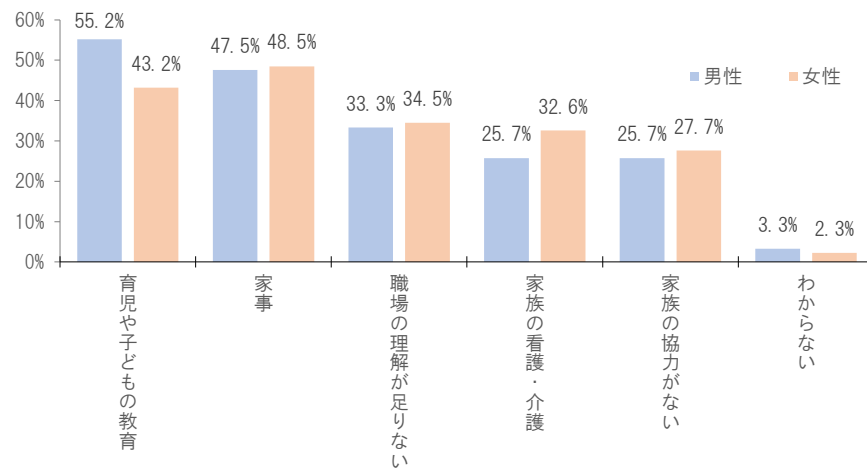
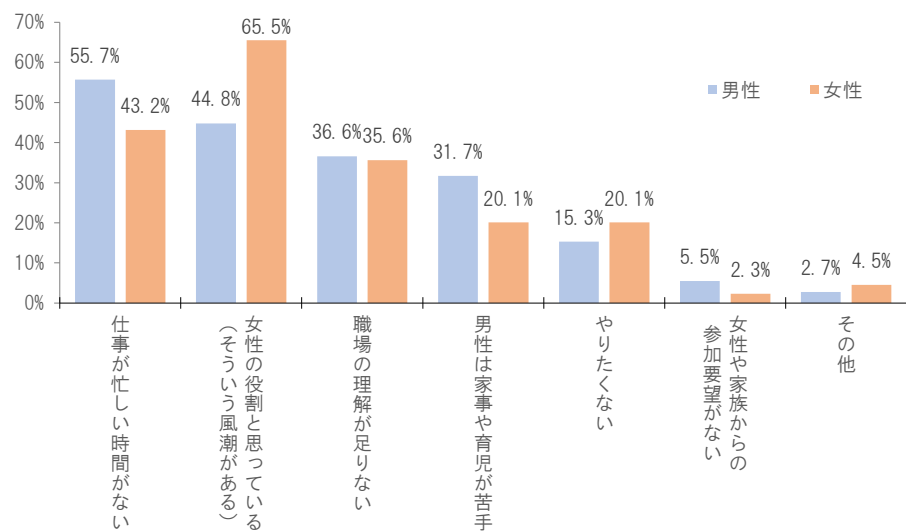


図 16. 男性が家事や子育てに積極的に参加できない理由（男女別）



資料：令和2年村民アンケート調査

○ DVや虐待など様々な暴力等の状況

村アンケート調査によると、「DV」の言葉についての認知度は60%の村民が「内容を知っている」と回答しています。「内容を知っている」「内容を少し知っている」の合計は90.4%となり、多くの方に周知されていることがわかります。

国の調査によると、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けた経験があり、女性の約10人に1人は何度も受けている状況にあります。

また、DV相談件数は増加傾向にありつつも、配偶者から被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談していない、との結果も明らかになっています。

国では、配偶者からの暴力に悩んでいる方のために、全国共通の電話番号から最寄りの相談機関を案内するDV相談体制を、令和2年4月より拡充し対応を図っています。

村では令和2年度に、虐待その他の権利侵害の防止及び成年後見人制度の利用促進に対して、専門的な判断や適切な助言を行う権利擁護ネットワーク※16 連携協議会を発足しました。

図 17. 「DV」という言葉の認知度

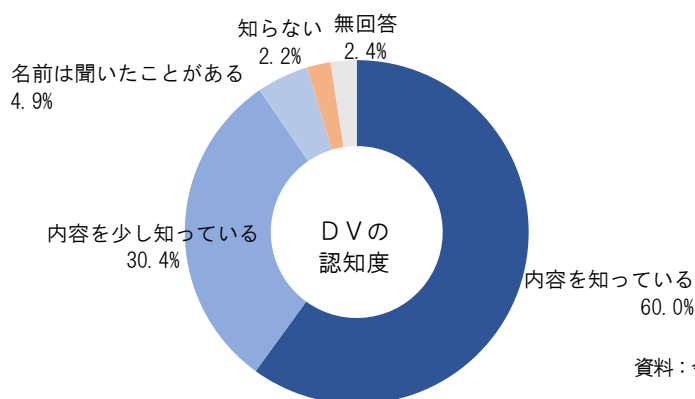


図 18. 配偶者からの暴力を受けた経験がある割合（全国）

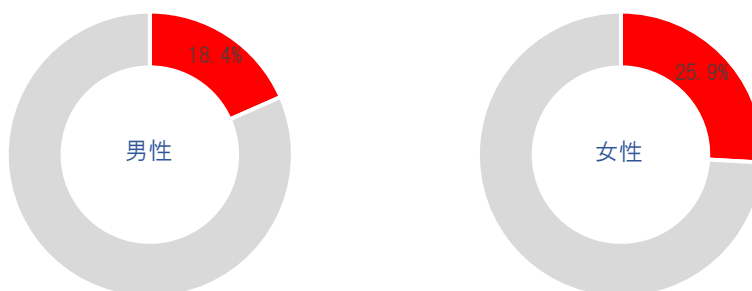
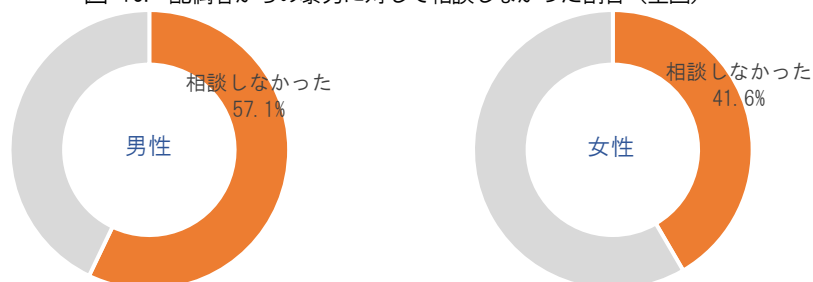


図 19. 配偶者からの暴力に対して相談しなかった割合（全国）



資料：男女間における暴力に関する調査(内閣府 令和3年3月)

※16 権利擁護ネットワーク協議会：司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、虐待その他の権利侵害の防止及び成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援を推進する協議会。（窓口は村健康福祉課）

○ 貧困など生活上の困難の状況

村のひとり親世帯数は、世帯数の増加に比例して増加しています。ひとり親の総世帯に占める割合の推移を見ると、平成12年は5.7%、平成27年は7.4%とやや上昇傾向が見られます。また、ひとり親家庭のうちの約85%が母子家庭です。

県の調査でのひとり親世帯の勤務形態を見ると、父子家庭は「正社員」が56.8%、「自営業」が19.7%と多くを占めているものの、母子家庭では「正社員」は33.4%にとどまっています。

図 20. ひとり親世帯数の推移（南箕輪村）

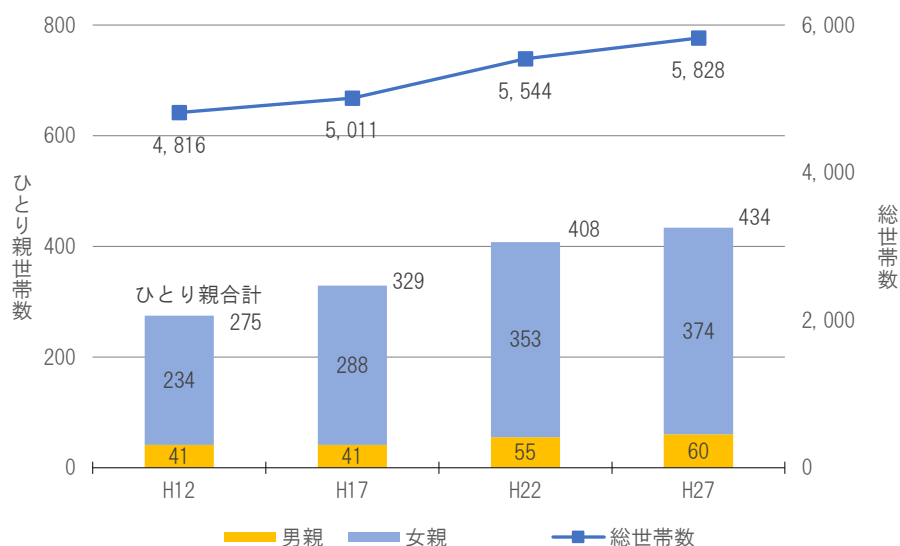
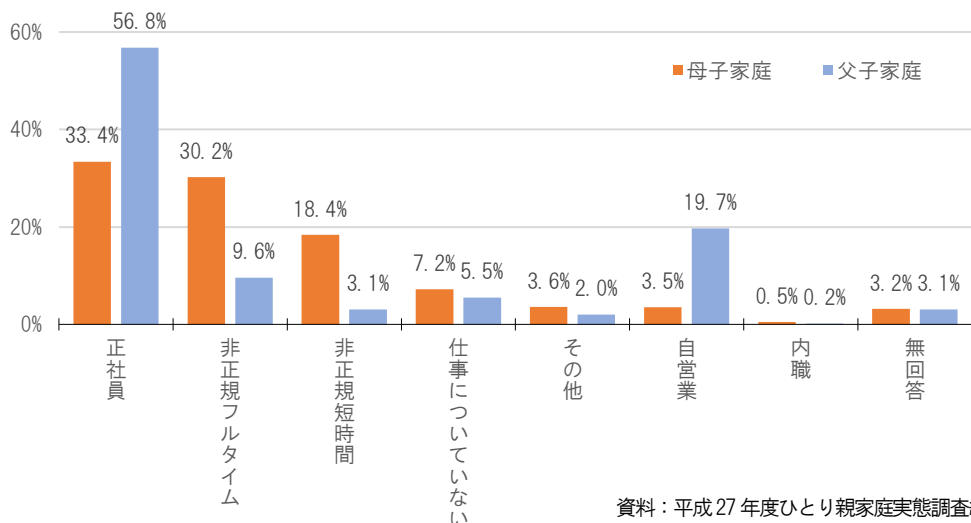


図 21. ひとり親世帯の勤務形態（長野県）



○ 心身の健康維持に関する状況

過労や生活困窮、育児や介護疲れ、また孤立など様々な社会問題を背景に、全国的にこころの病から医療機関を受診する人が増えています。本村においても、うつ病をはじめとする様々な精神疾患が関連することが多いといわれる自殺者数は、上伊那及び長野県と比較しても高い状況となっています（警察庁 自殺統計）。

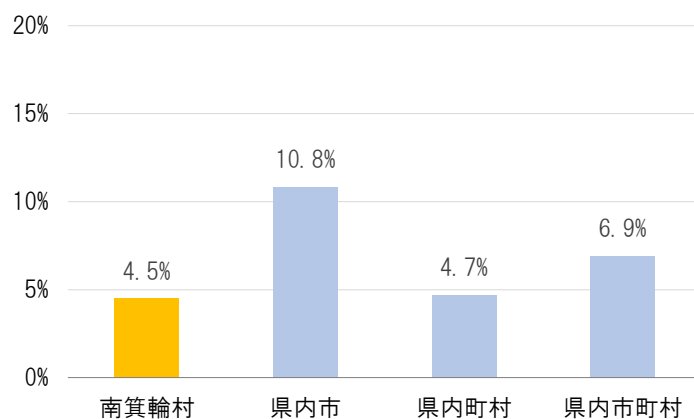
主な自殺の背景として、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「無職者・失業者」「勤務・経営」が挙げられており、それらの危機経路への取組が求められています。

○ 災害時等の非常時におけるジェンダーに起因する状況

大規模災害の発生は、女性や子ども、社会的に弱い立場の人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。地域防災計画や国土強靱化地域計画の作成、災害発生時の避難所運営をはじめ、地域の共助・支援活動には女性目線での配慮や視点が不可欠であるものの、それらへの女性参画は十分とはいえません。

南箕輪村地域防災計画を作成した南箕輪村防災会議の委員構成は、委員 22 人に対し女性は1人にとどまっています。委員に占める女性の割合は4.5%となり、県内町村の4.7%よりやや下回っています。

図 22. 防災会議における委員に占める女性の割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
(令和2年度内閣府男女共同参画局)

○ 男女共同参画に関する意識の状況

村のアンケート調査では、各分野のうち学校教育の場においては「男女平等である」と回答した人が半数以上となっています。家庭生活や地域活動の場、法律や制度上、職場では3割に満たない状況です。性別で見ると学校教育の場にはほとんど差がありません。しかし、その他すべての分野において、男性の方が「男女平等」と感じている人が多くっており、性別での感じ方に差が生じています。

また、性別によって役割を固定する考え方に反対する割合の推移は増加傾向が見られ、男女別では女性の方が8ポイント上回っています。

図 23. 様々な場面において「男女平等である」と回答した割合（性別）

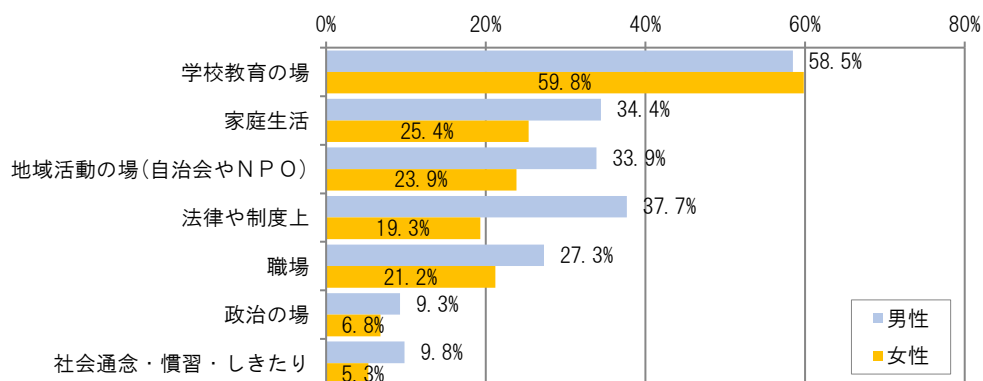


図 24. 性別によって役割を固定する考え方に反対する考えの割合の推移

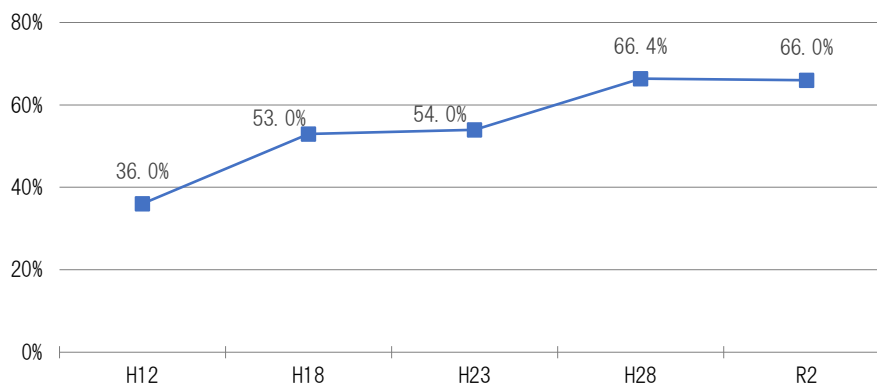
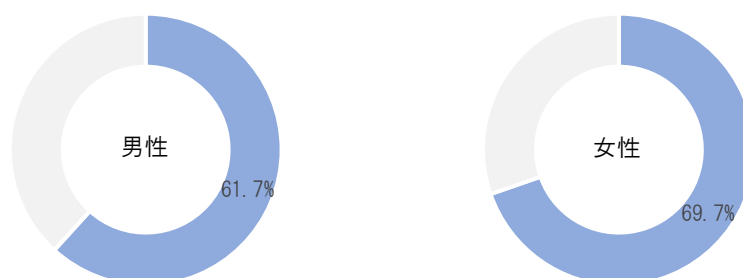


図 25. 性別によって役割を固定する考え方に反対する考えの割合（性別）



資料：令和2年村民アンケート調査

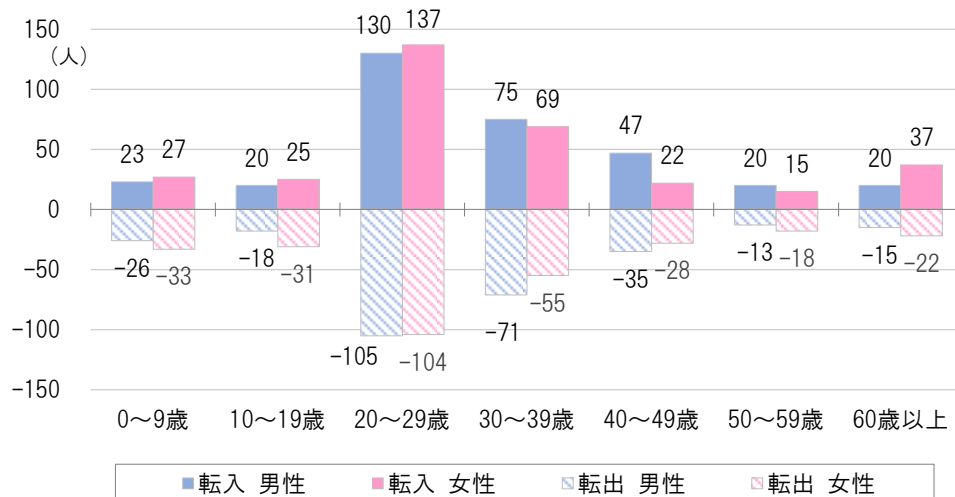
○ 若年人口の移動状況

本村の社会動態を性別・年齢階級別に見ると、ほとんどの世代で転入超過となっています。

世代別では、20～29 歳で男女ともに転入者数及び転出者数が最も多くなっています。これは、信州大学伊那キャンパスへ通う学生の移動が要因のひとつと考えられます。

また、この世代の転入出は男性より女性への影響が顕著であり、就職や結婚等によるものと推察されます。

図 26. 性別・年齢階級別の人口移動状況（南箕輪村）



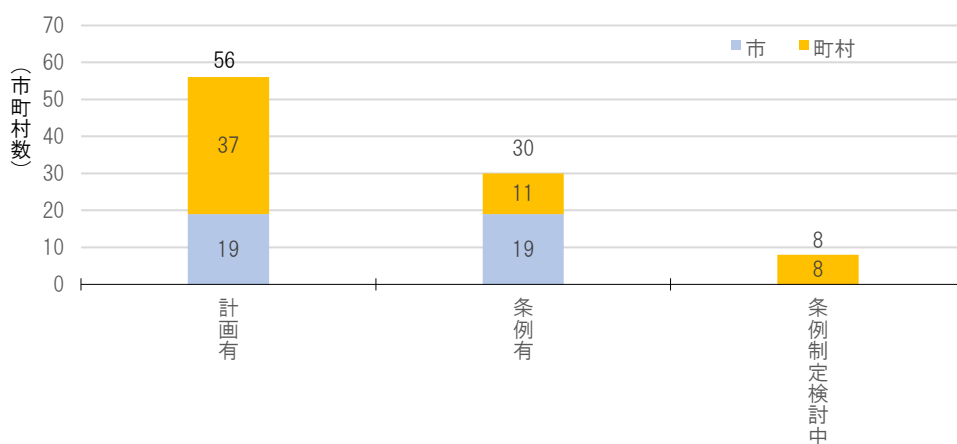
資料：総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告 参考表（令和2年）

○ 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の状況

長野県内において男女共同参画に関する宣言を行っている市町村は、本村を含めて3市町村あります。

また、男女共同参画に関する計画を策定している市町村は56、男女共同参画に関する条例を制定している市町村は30となっています。条例の制定を検討している町村も見られることから、男女共同参画社会の実現に向けた市町村の取組は、ますます加速化していくことがうかがわれます。

図 27. 長野県内における男女共同参画に関する取組状況



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度内閣府男女共同参画局）

2 第4次南箕輪村男女共同参画行動計画の達成状況

前計画の第4次南箕輪村男女共同参画行動計画（平成29～33年度）においては、「男女がともに輝ける南箕輪村」をめざして、村民誰もが性別によって制約されることなく、より伸びやかに暮らせる社会への実現に向け、3つの重点目標に沿った取組を進めてきました。

重点目標1 男女共同参画に向けての意識づくり

■行動計画に基づく意識改革の推進

第4次南箕輪村男女共同参画行動計画概要版の組回覧、パートナーシップ南みのわと連携して、多くの村民が集まるイベントを活用した男女共同参画啓発のチラシ配付など啓発活動を行ってきました。しかし、予定していた保護者会などの学校関係や職場や企業など、様々な立場の方に対して啓発活動を広げることができませんでした。

また、村民や村職員向けに研修会を実施し、第4次南箕輪村男女共同参画行動計画の周知と村民への啓発を促しました。村職員への周知は図られたものの、村民に対する計画内容の周知までには至りませんでした。

第5次南箕輪村総合計画策定のための村民アンケート調査では、男女共同参画に関する村の取組施策である「女性も男性も一緒になって子育てできる環境づくり」の満足度・重要度について聞いています。その結果、50%近くの村民が「重要」と捉えているものの、満足度は13.5%にとどまっています。

■世代・社会環境に応じた男女共同参画に関する教育推進

学校においては、計画的に人権教育や性教育、キャリア教育を実施しています。

また、村民を対象に人権講演会を兼ねた男女共同参画研修会を行い、多くの参加者のもと理解を深めることができました。

女性農業者団体では、学習会など積極的な活動を行いました。村公民館や分館での男女共同参画に関する講演や学習会の開催も検討しましたが、実行には至りませんでした。

■配偶者等によるDVをはじめ様々な相談体制の充実

人権擁護委員や子育て世代包括支援センター^{※17}を中心に、様々な相談窓口の充実と周知を図ってきました。個々のニーズに応じたきめ細かな対応を心掛け、相談者の不安軽減に努めています。が、関係部署の連携を一層強化し、切れ目のない支援につながるよう進めていく必要があります。令和2（2020）年に権利擁護ネットワーク連携協議会を発足し、司法、医療、福祉などの地域連携体制を構築し、虐待その他の権利侵害の防止及び成年後見人制度の利用促進に対して専門的な判断や適切な助言を得る体制が整いました。

重点目標2 男女がともに生きる環境づくり

■子育て・介護の社会支援の充実、仕事・家庭生活の両立支援

子育て女性再就職トータルサポートセンターを軸に、子育て中の母親に対し仕事と子育ての両立を図れるよう、相談から就業のあっせん、セミナーの開催やスキルアップへの支援などを実施しました。一人ひとりに合った相談を行い、令和2年度には48名が就職につなげることができました。

乳児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育の特別保育の体制を整備しました。利用

者は増加傾向にありますが、人材の確保が厳しい状況にあります。

母子・父子家庭への子育て支援として手当の支給や保育料減免を行っています、身内に頼れない孤立している親子の把握や相談など支援につなげることが求められています。

妊婦や乳幼児、生活習慣病など様々な健診・検診事業や相談事業の充実、受診しやすい体制整備を行い、健康づくりを進めました。運動習慣定着のためのウォーキング教室の参加者数や活動量計システムの利用者の増加が見えることから、健康意識が高まっていると思われます。

■地域における情報提供・活動支援・男女共同参画の推進

南箕輪村特定事業主行動計画の第4次計画を策定し、定時の退庁退園、男性職員の育児や介護に関する休暇の取りやすい環境づくりなどを推進しています。保育園においては、臨時保育士採用に短時間勤務を取り入れたことにより、多様な働き方に対応した雇用も確保できました。

企業・事業所には、村商工会など商工業関連機関が主体となり、男女雇用機会均等法や男女共同参画についてパンフレットの配布による周知・啓発を行いました。企業向けの研修会の開催などに取り組みなかったこともあり、特に中小企業において男女共同参画の浸透が進んでいないように思われます。

商工業においては、村商工会では女性が主体となった活動が活発であり、今後は他の組織との連携を強化していくこととしています。

農業においては、女性の新規就農者の増加や家族経営協定の締結の浸透などにより、女性農業者の地位確立と安定した農業経営につなげることができました。

■女性団体・リーダー育成、審議等への女性登用率の向上

村の各種審議会・委員会の女性登用率は、教育委員会や農業の分野によっては女性が多い審議会もあるものの、全体では第4次南箕輪村男女共同参画行動計画で定めた目標値の30%を下回る22.1%となっています。様々な要因により、なり手不足は否めませんが、ポジティブ・アクション※18などを意識した女性登用に努めていく必要があります。

村職員の管理職に占める女性の割合は、意欲と能力のある女性の積極的な登用を進めたことにより増加しています。

重点目標3 男女がともに歩む生活づくり

■推進委員を中心とした施策の推進と、「パートナーシップ南みのわ」の活動の支援

女性に関する諸問題の解決など男女共同参画社会実現のため、諸団体の代表者から構成される南箕輪村男女共同参画推進委員会を設置しています。

「パートナーシップ南みのわ」は、地域の団体・個人への男女共同参画思想の啓発及びネットワーク化の促進を図ることを目的として活動を行ってきました。会員の高齢化や所属団体の解散などの要因によりその役割を終え、令和4（2022）年3月に解散しました。

※17 子育て世代包括支援センター : 妊娠期から子育て期（0～18歳）までの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育てに関する相談並びに支援を包括的に行うセンター（子ども館内に設置）。

※18 ポジティブ・アクション : 雇用における男女の差を解消し、女性が活躍できる場をさらに広げるための各企業の取組。男性も女性もそれぞれが平等に能力を発揮できる体制を整えることは、各企業の生産性向上や質の高い人材確保などにもつながるという考え。

第2章 第5次計画の取組に向けた視点

本計画では、今まで本村で取り組み続けている男女共同参画の方向性に加え、県及び国内外の社会経済情勢の変化を踏まえた新たな視点を加え、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むこととします。

- SDGsの理念を踏まえ、ダイバーシティ（多様性）を尊重し、ジェンダー平等の視点を浸透させる
経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）への取組が先進国、発展途上国を問わず始まっています。

誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するための17のゴールで構成されたSDGsの理念には、「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」など、男女共同参画の取組によって実現できる目標が掲げられています。

また、企業活動や社会活動において、年齢、性別、国籍、障がいの有無など異なる様々な属性の人々の意見や視点を取り入れ、多様な人材がそれぞれの個性と能力を発揮して活躍することは、すべての人にとって生きやすい社会につながります。

多様な個人の力を認め合い、社会を変える力として生かし、活力ある男女共同参画社会を形成するため、特に企業に対する多様な人材の多様な働き方の実現など、SDGsの理念を踏まえたダイバーシティの視点を、多くの分野に取り入れます。

図 28. 南箕輪村男女共同参画で目指すSDGs



資料：南箕輪村第5次総合計画「人権尊重・男女共同参画の推進」

- 防災の視点を取り込む

毎年のように全国あらゆる箇所において大規模自然災害が発生しており、長野県内においても地震や台風による被害が発生しています。

災害時においては、地域防災計画に基づき防災対策及び災害応急対策を講じていますが、被災地や避難所などの現場をはじめ様々な意思決定過程への女性の参画が十分でなく、女性と男性、障がいの有無、子どもと高齢者のニーズの違いやプライバシーへの配慮が欠けている点が、近年における度重なる災害により表面化しています。

そのため、防災・災害対応の分野においても、男女共同参画の視点を取り入れます。

●キャリア教育の視点を取り込む

少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う教育の一層の充実が求められているほか、変化の激しい社会の中で生き抜いていくための生きる力の育成を重視し、皆に寄り添った身近な教育の充実が課題となっています。

このため、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、社会的・職業的に一人ひとりが自立していくことができる教育、キャリア教育の視点を取り入れます。

●若者に選ばれる魅力ある村をめざす

全国的な少子高齢化や人口減少が加速する中、特に中小企業を中心に、担い手の確保が喫緊の課題となっています。特に若い女性について、女性にとって地元が働きにくい環境であるため、大都市に移動している可能性が指摘されています。このため、地方において、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や、女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要といわれています。

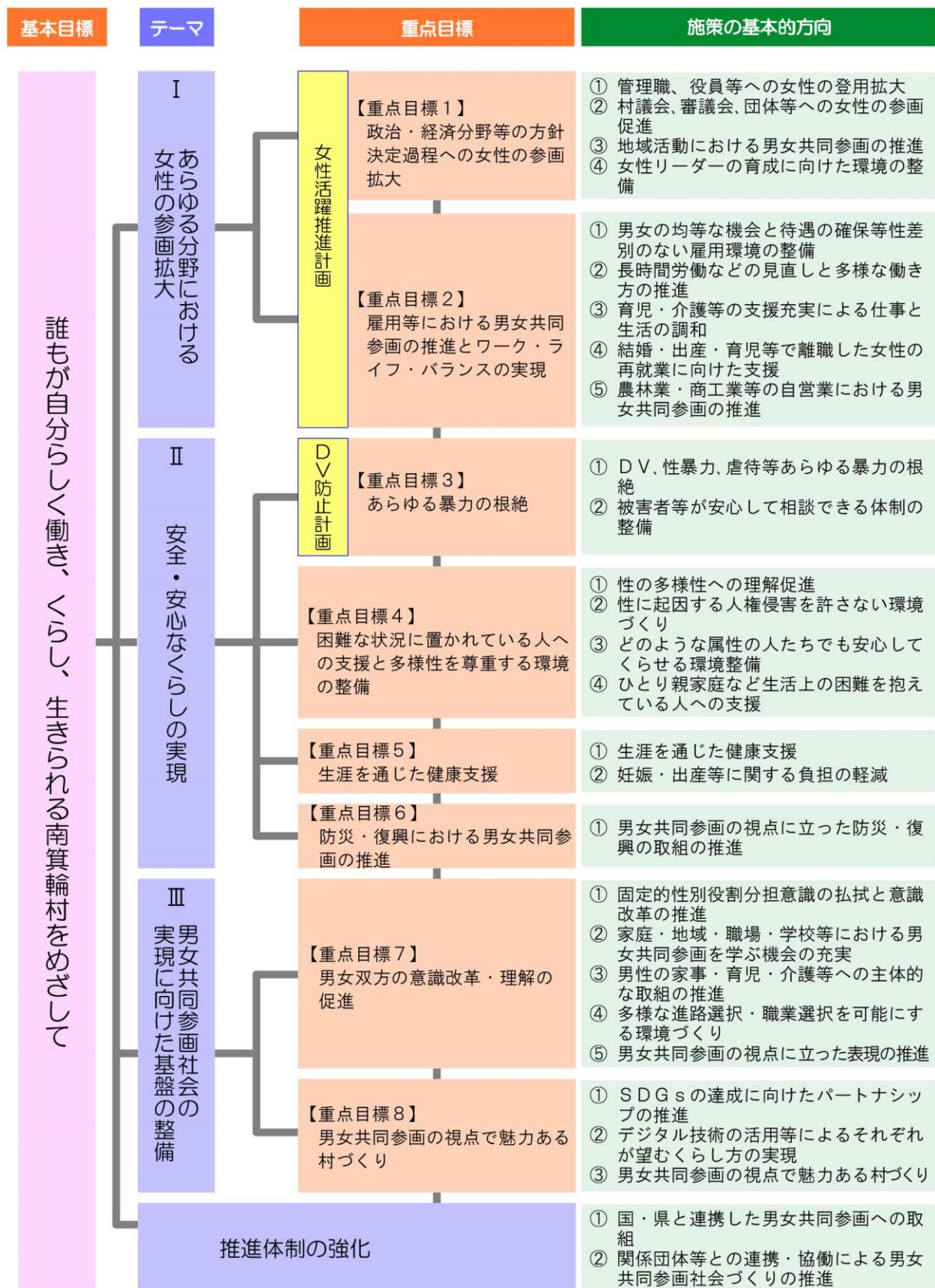
また、村はいかに人口減少に転じる時期を遅らせるかの課題に取り組んでおり、南箕輪村人口ビジョンに基づく総合戦略では「雇用の創出」、「新しいひとの流れづくり」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域づくり」など様々な観点からの施策を講じています

現段階ではどの年代においても転入超過である本村ではあるものの、これからの村を背負う若者、特に女性に、ここで末永く暮らしたいと思える魅力ある村となるよう、持続的で将来にわたって活力ある村の実現を目指します。

第3章 基本目標

「誰もが自分らしく働き、暮らし、生きられる南箕輪村をめざして」

第4章 計画の体系



第5章 重点目標と具体的な施策

女性活躍推進計画

テーマⅠ

あらゆる分野における女性の参画拡大

誰もが性別に関係なく自らの意志に基づき、一人ひとりの個性と能力を発揮することで、職業生活を含めたあらゆる分野において仕事等と生活が調和し充実した暮らしが送れるよう、お互いの役割を認識し、協力し合いながら活躍できる平等な社会づくりを推進します。

重点目標 1

政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大

基本的事項

- ◎ 村の人口は増加傾向にあり、村の人口が若い世代で構成されていることは、本村の特徴であり強みでもあります。しかし、現在は比較的低い値となっている高齢化率も徐々に上昇しており、少子化の進行も見られ、長期的には減少に転じることが推計されています。
- ◎ 若い世代の価値観の多様化に対応するために、政治・行政・経済分野や地域社会などあらゆる場面の方針決定に、若者や男女が共に参画し多様な視点を取り入れることは、村の活力を維持し誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。
- ◎ さらに、選ばれる村づくりを進めるためには、SDGsの実現に取り組みつつ、特に「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、安全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。」ことを、様々な主体が念頭に置く必要があります。
- ◎ 現在、村職員の管理職の約半数は女性であり、村議会でも女性議員が3割まで上昇するなど女性の参画が進みつつあり、これ以外にも様々な分野において女性の進出が増えてきています。しかし、地域や企業、各種団体では、一部に固定的性別役割分担意識や地域の風習、性差による偏見・思い込み、リーダーの大半を男性が占める地域活動の組織運営等を背景に、依然として女性の活躍の場・機会が阻害されている状況です。
- ◎ 多様な人材を活かし、多様な視点を取り入れるためにも、政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大を図ることが必要です。
- ◎ 人々や企業、団体等における意識改革、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、女性リーダーの育成に向けた支援、女性が参加しやすい環境整備を総合的に推進することが必要です。

①管理職、役員等への女性の登用拡大

施策の方向

- 企業・事業者に対して、女性の活躍推進法に関わる情報の提供とともに、女性の職域拡大等への啓発活動、意思・方針決定過程への女性参画を推進します。
- 採用や配置、昇進、職務内容等において男女平等が徹底され、女性の職域を一層拡大していくと共に、管理職、役員等への女性の登用拡大に向けた取組を促進します。
- 村内諸団体や村商工会と連携して、企業・事業者に対して女性活躍推進の普及及び啓発を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の管理職等への登用拡大・職域拡大などに向けた、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進します。
- 村行政において、管理的地位にある職員への女性の登用拡大を引き続き推進します。
- ワーク・ライフ・バランス^{※19}の実現を目指し、すべての村職員の働き方改革を進めます。

具体的施策

- ▽ 企業・事業者に対して、意志決定に女性の視点を取り入れることの意義や効果に関する啓発
- ▽ 村商工会と連携した、女性の職業生活における活躍の推進についての啓発
- ▽ 職場での性別役割分担意識の見直し等、職場の風土改革の啓発
- ▽ 管理職、役員等への積極的な女性登用への啓発
- ▽ 民間企業における一般事業主行動計画策定への啓発
- ▽ 女性活躍推進法に基づく厚生労働省の認定取得へ向けての啓発

②村議会、審議会、団体等への女性の参画促進

施策の方向

- 村政運営に多様な視点を取り入れるために、村の理事者や議員を目指す女性を地域で後押しする機運の醸成を図ります。
- 村議会に女性や若者が参加しやすくするために、村議会の開催時間や開催曜日、村議員の活動内容について、広く要望等の調査を行います。
- 区や組等の代表者に女性が選出されるよう、機運の醸成を図るための啓発等を行います。
- 各種審議会や委員会等における女性の積極的な登用の推進と併せ、女性自身が政策・施策等の決定の場に参画する意識を高めるための啓発を行います。
- また、開催時間や開催方法等について検討し、委員会出席の間口を広げることで、誰もが参加しやすい環境を整えます。
- 村商工会を通じ、企業における男女共同参画推進の状況把握を行い、男女共同参画の積極的な取組が行われるように働きかけます。

具体的施策

- ▽ 村理事者や議員を目指す女性を後押しする機運の醸成への啓発
- ▽ 女性模擬議会の開催
- ▽ 政治の場へ参加しやすくするための要望調査等の実施

- ▽ 村議会の開催時間や開催曜日、村議員の活動内容の検討
- ▽ 区や組等における「女性を地域の代表に」という機運の醸成
- ▽ 各種審議会や委員会等の開催時間、開催曜日の検討
- ▽ 各種審議会や委員会等の女性委員割合の向上
- ▽ 南箕輪村男女共同参画推進委員会で行う、村内企業等における取組状況の確認と、村商工会を通じた情報提供等の支援

③地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向

- 区や村内諸団体に対して、方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。
- 地域における根強いしきたりや風習等の改善に向けた啓発を図り、地域活動への女性の積極的な参画を促進します。
- 男女が共に働きながらも地域活動やPTA活動に参画できるよう、開催時間や開催方法等について関係団体等と連携し、取り組みます。

具体的施策

- ▽ 区や村内諸団体が実施する男女共同参画に関する研修会への支援
- ▽ 区、村内諸団体に対して、積極的な役員への女性登用への啓発の推進
- ▽ 地域に根差したしきたりや風習等を改善へ向けた、南箕輪村生活改善推進協議会での検討、及び区・村内諸団体への改善促進
- ▽ 会議の開催時間や開催曜日等、参加しやすい体制づくりの検討
- ▽ リモート会議の促進など、ICT技術を活用した負担軽減の検討

④女性リーダーの育成に向けた環境の整備

施策の方向

- 区役員や村職員を対象に、女性リーダー育成を目的とした講座や研修会を開催します。
- 村商工会を通じて企業・事業者に対して、女性従業員のキャリアアップ^{※20}に向けた教育機会の場と情報提供を行い、管理職となる人材の育成を促進します。
- 商工業等の女性経営者や後継者向けの研修会等の開催による資質向上を図り、経営層への女性参画を推進します。

具体的施策

- ▽ 村商工会と連携した、女性活躍推進への啓発
- ▽ 女性人材の育成のための教育機会の充実と情報提供
- ▽ 長野県が展開する地域リーダー育成のための認定制度である農業経営士、農業士、農村生活マイスター等の資格・認定取得の啓発

※19 ワーク・ライフ・バランス : 仕事と生活のバランスを取り、両方を充実させる働き方や生き方のこと。年齢や性別を問わず、すべての働く人に関係する考え方。内閣府が定めた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によると、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

※20 キャリアアップ : より高い専門的知識や能力を身につけること。社会的に市場価値の高い経験を重ねること。昇進・昇給、契約社員から正社員への雇用形態の向上、資格の取得により専門的な業務ができること、高い地位や高給が見込める職種へと転職することなどを指す。

基本的事項

- ◎ 働くことは生活の基盤であり、自己実現のための手段の一つです。働く希望を持つすべての人が、性別等に関わりなく能力を発揮して働くことで、自己実現に取り組むことのできる環境づくりは、社会経済活力の維持・向上の観点からも重要です。
- ◎ 本村における就労率は高く、企業に勤務する労働者も多くみられる一方、農林業や商工業などの自営業において、高齢化や担い手不足が深刻化しています。また、これらの業種は小規模なものが多く、家族による経営が多くみられます。
- ◎ この家族経営は、労働と生活が密着しており、労働条件が不明確であるとともに労働と生活の区分も不明確になりがちで、女性への負担が増大する要因となっています。
- ◎ 若者が多い本村は、多様な価値観を持っています。しかし、未婚女性と比較すると既婚女性の方が、様々な立場や地域における平等感で「男性が優遇されている」と感じている人が多く、仕事を優先しがちな男性にとって、男女共同参画への意識改革や家事、子育て、介護等に積極的に参加することが求められています。
- ◎ このようなワーク・ライフ・バランスの考え方やその重要性について、地域や企業等が十分に認識する必要があります。多様な価値観によるワーク・ライフ・バランスを実現するためには、労働環境の改善、働き方改革、多様な就労形態の導入など、村民、企業、行政が連携して取り組む必要があります。
- ◎ さらに、デジタルトランスフォーメーション（DX）などのICT技術の活用や、ダイバーシティへの対応により、誰もが働きやすく能力を発揮できる環境の整備に取り組む必要があります。
- ◎ 全ての村民がそれぞれの多様な価値観による自己実現を図ることができ、暮らし続けたい、帰ってきたい個性ある村づくりを進めるためにも、雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現を図ることが必要です。

①男女の均等な機会と待遇の確保等性差別のない雇用環境の整備

施策の方向

- 職場における固定的性別役割分担意識の払拭のため、村民へ男女共同参画計画の周知を図ります。
- 村商工会を通じて、企業・事業者に対して男女共同参画活動の促進を始めとして、女性活躍推進法、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の遵守に向けた周知に加え、事業所の自主的な取組への啓発を図ります。
- 企業・事業者に対して男女を問わず、職場でのセクシュアルハラスメントをはじめとする各種ハラスメント発生防止への啓発により、誰もが働きやすい職場づくりを促進します。
- 企業・事業者に対して、母性保護・母性健康管理、出産・育児休業、介護休業等を理由とする不利益取扱い等のないよう、関係法令や制度等の普及啓発を行います。
- 女性の就職や転職、再就職のための相談体制の充実を図ります。

具体的施策

- ▽ 村民への男女共同参画計画の周知
- ▽ 女性活躍推進法、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律、男女雇用機会均等法等、男女共同参画にかかわりの深い法律等の周知

- ▽ 企業・事業者に対して法律の順守に向けた取組への啓発
- ▽ 企業・事業者に対して、出産・育児休業、介護休業等に関する関係法令や制度等の普及・啓発
- ▽ 職場での各種ハラスメント発生防止への研修会等の実施
- ▽ 職場での母性保護・母性健康管理制度の周知
- ▽ 女性の就職、転職、再就職等への相談体制の充実
- ▽ 女性の職業能力向上のために必要な情報の提供

②長時間労働などの見直しと多様な働き方の推進

施策の方向

- 労働時間の弾力的な運用や年次休暇の取得促進、柔軟な働き方制度の導入等の「働き方改革」への取組について、村商工会との協力のもと、企業・事業者への情報周知・啓発を行います。
- 誰もが働きやすく、能力を発揮できる環境整備を促進するため、企業のICT人材育成やDX推進を支援します。
- ワーク・ライフ・バランスの推進を実践している企業を先進事例として情報発信を行い、村内企業・事業者へ取組への意欲向上を図ります。
- 女性や高齢者、障がい者、外国人等の雇用によるダイバーシティ（多様性）の推進に対するメリットについて周知を図ります。
- 南箕輪村特定事業主行動計画に基づき、村職員のワーク・ライフ・バランスを重視した職場環境の推進と取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等の公表を行います。
- 教員の働き方改革を推進するため、各種会議等の精選・簡素化による業務の削減、村費支援員等の配置による負担軽減、ICTの活用による事務的業務の効率化などにより業務改善を図ります。

具体的施策

- ▽ 企業・事業者への働き方改革への取組啓発
- ▽ ワーク・ライフ・バランスに関する考え方の普及・啓発
- ▽ 企業のICT人材育成やDX推進への支援
- ▽ 勤務時間や勤務場所など、多様な働き方に対応したリモートワーク^{※21}などへの導入促進
- ▽ ライフステージに合わせた雇用形態の創出への啓発
- ▽ ダイバーシティ経営の重要性や先進事例提供などによる啓発
- ▽ 南箕輪村特定事業主行動計画に基づく数値目標の達成状況の公表
- ▽ 学校への村費支援員等の配置
- ▽ 校長会と連携して諸会議等の精選と簡素化による業務の縮減
- ▽ 学校のICT環境の整備

③育児・介護等の支援充実による仕事と生活の調和

施策の方向

- 地域で子どもを育てるという考え方のもと、ボランティア団体等による子育て支援活動などを支援します。
- 保育園やこども館、子育て支援団体、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携強化により、地域で子育てを支える体制の整備を促進します。
- 働き続けることができる環境づくりのため、子育てや介護のための社会支援の充実を図ります。
- 多様な就労形態に沿った子育てを支援するため、乳児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等の特別保育の充実を図ります。
- 多様な働き方に対応するため、放課後の子どもの居場所づくりと内容の充実を図ります。働く保護者の子どもに対し、学校の放課後に安心して過ごせる場である「放課後児童クラブ」を、必要な人が全員利用できる環境を整えるなど、仕事と子育ての両立と子どもの健やかな成長を支援します。
- 親が安心して働き続けることができるよう、妊娠から出産、育児までを支援する子育て世代包括支援センター事業の充実を図ります。
- 家族介護の負担軽減や介護者同士の情報交換や気分転換など各種サービスへの支援を行います。また、各種サービスの円滑な提供のため、地域包括支援センター^{※22}の充実を図ります。
- 村商工会等と連携して男性が家事、育児、介護へ参加する意識の醸成を図ります。
- 子育て支援制度の充実を図るとともに、子育てを行う上での男女の固定的な役割分担意識の改革を図り、男性の家事・育児・介護への積極的な参加を促進します。

具体的施策

- ▽ 各種子育て支援団体等との連携強化
- ▽ 村公民館、村図書館など諸機関での子育て支援活動の推進
- ▽ 子育てに関するネットワークづくりの支援
- ▽ 特別保育(乳児、延長保育、一時預かり、病児・病後児預かり)の充実
- ▽ 放課後児童クラブの充実
- ▽ 在宅福祉サービスの充実と介護支援体制の確立
- ▽ 介護者同士の交流会、介護者教室の開催
- ▽ 介護保険制度に基づく在宅介護支援や相談ネットワークづくり
- ▽ 高齢者、一人暮らし家庭への訪問ケアと地域ネットワークの充実
- ▽ 介護者のリフレッシュ事業への支援
- ▽ 地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターの機能充実・強化
- ▽ 子育て支援事業の活用促進の啓発
- ▽ 子育て、介護等における企業の対応状況の調査
- ▽ 企業・事業者に対して、子育てしやすい環境づくりに関する啓発と働き続けることのできる体制整備への支援
- ▽ 企業・事業者における介護や育児などの様々な支援制度活用への利用促進と支援
- ▽ 企業・事業者に対して、男性の育児介護休業制度の普及啓発
- ▽ 男性の育児・介護休業の積極的な取得に向けた制度の周知
- ▽ 企業内における男性の育児、介護等への積極的参加への啓発と男性の育児休業・休暇取得に向けた機運醸成の支援

④結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援

施策の方向

- 子育て世代女性が時代の変化に対応した職業知識・能力を高められるよう、ICT学習や接遇研修等、幅広い学習機会を提供し、人材の育成と再就職支援を行います。
- 村商工会と連携して、企業において男女が共に家事・子育て・介護と仕事を両立できる職場環境づくりに取り組み、子育てや介護を理由とした離職がなくなるように促します。

具体的施策

- ▽ 女性の職業能力向上のために必要な情報提供
- ▽ 女性の就職、転職、再就職等への支援
- ▽ 介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの充実
- ▽ 村商工会との連携による、女性の起業への支援
- ▽ 企業・事業者に対して、子育てや介護への様々な支援制度の情報提供と利用促進
- ▽ 企業・事業者に対して、柔軟な勤務形態導入などへの取組支援

⑤農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

施策の方向

- 農業関係機関と連携を図りつつ、新規女性農業者の発掘や若手女性後継者の育成を推進します。
- 農家労働に果たす女性の役割の重要性を認識し、家族協定の締結を推進します。
- 女性の体力や志向に適した作物の振興やICT技術の活用等により、女性にも働きやすい環境整備の推進に努めます。
- 都市との農業交流や6次産業化等、地域資源を生かした食や農を通じた新たな取組を支援します。
- 女性の新規事業者増加に向け、村商工会などと連携して、経営に必要な知識や技術習得のための研修会の開催等、新規創業への支援強化を図ります。
- 既存の家族経営小規模事業所等における女性の就業環境の改善を図り、後継者として事業を継続するための機運の醸成を図ります。
- JA上伊那や村商工会と連携して、女性の農林業従事者や商工業経営者の交流や情報交換の場の提供やネットワークづくりの支援により、女性の起業・創業を促進します。

具体的施策

- ▽ U・I・Jターン就農施策の推進
- ▽ 家族経営協定締結の普及・促進
- ▽ JA上伊那等と連携した新規就農への支援
- ▽ 女性も取り組みやすいICT技術を活用した省力化農業の普及・促進
- ▽ 農産物加工や地域ブランドの掘り起こし等、起業への支援
- ▽ 6次産業化など、儲かる農業の普及・促進
- ▽ 女性の起業に向けた各種支援策の周知
- ▽ 村商工会と連携した女性の起業や女性後継者育成への支援
- ▽ 村商工会の青年部・女性部等の活動支援
- ▽ 家族経営小規模事業所への女性の就業環境改善への啓発の推進
- ▽ 女性経営者・起業者のグループの組織整備とネットワークの構築支援

※21 リモートワーク : オフィスに出社することなく、会社以外の遠隔の場所で業務を行うこと。場所や時間を制限しない柔軟な働き方の総称。

※22 地域包括支援センター : 高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援を包括的に行うセンター。

あらゆる暴力を許さない社会の実現と被害者への支援、暮らしにくさへの支援、生涯を通じた心身の健康維持を実現するとともに、大規模化する自然災害への対応など非常時においても共に取り組むことのできる社会づくりを推進します。

DV防止計画

重点目標 3

あらゆる暴力の根絶

基本的事項

- ◎ 暴力は重大な人権侵害であり、犯罪行為となる行為をも含む場合があります、その対象の性別や当事者の間柄等を問わず、決して許されるものではありません。新型コロナウイルスの蔓延による自宅での時間が増えたことにより、配偶者間や恋人間などの暴力、性犯罪は増加傾向があり、特に、配偶者間、恋人間の暴力は外からは発見しにくく、被害が潜在化する傾向が見られます。
- ◎ また、SNS^{※23}など様々な通信メディアの普及により、ネットいじめと称されるいじめや、子どもを対象とした性犯罪も増加傾向にあります。
- ◎ 女性に対する暴力の背景には、男性優位の社会構造や偏見・思い込み、上下の立場を利用した支配関係などが存在することを踏まえる必要があります。
- ◎ DVには身体的暴力だけでなく、経済的暴力や心理的暴力など様々な形態があることへの周知や、あらゆる暴力の被害者が置かれた立場の違いなどに配慮した対応と課題解決を図る視点が求められます。
- ◎ このため、男女間のあらゆる暴力を根絶した、誰もが安心して暮らすことのできるお互いの生命、人権を尊重しあう社会づくりを重要な課題として捉える必要があります。
- ◎ あらゆる暴力を許さない社会の実現のための啓発活動の強化や支援体制の整備を行うと共に、学校をはじめとする教育現場において、暴力の被害者及び加害者を生まないための予防的視点に立ち、人権教育等の取組を充実させることが必要です。
- ◎ さらに、被害者に対して、安心して相談できる体制の整備やきめ細かな対応・支援が必要です。

①DV、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶

施策の方向

- DVや性暴力等、あらゆる暴力根絶のための意識啓発に取り組みます。
- 女性の人権軽視を背景とする、あらゆる暴力の根絶や被害者心情への理解や配慮不足から起こるセカンドレイプ^{※24}等を根絶するための意識啓発に取り組みます。
- DVや性暴力等は、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、学校や村内諸団体等を通じて、関連する情報と学習機会の提供を行います。
- DVについて、男性や外国人・障がい者・性的マイノリティ等は相談しにくく状況把握が難しいケースも考えられます。きめ細やかで、相談しやすい環境づくりを進めます。
- 子どもに対する暴力・虐待防止のため、子育て世代包括支援センターでの相談体制の充実と意識啓発を推進します。
- 学校・PTA等と連携により、デートDV^{※25}防止に向けた意識啓発を推進します。

- インターネット上における子どもや女性の性・暴力表現の抑止について、学校やPTA等の関係団体との連携による意識啓発を推進します。
- インターネットによるいじめの防止や適正な利用を促すために、学校で実施される情報モラル教育を支援します。
- 関係機関と連携し、個人情報の保護を図りつつ、性犯罪者やストーカー加害者の情報を共有し、再発防止を図ります。

具体的施策

- ▽ 広報等を通じたあらゆる暴力根絶のための意識啓発
- ▽ 県が開催する講演会、出前講座等の周知
- ▽ 国や県等が主唱の「若年層の性暴力被害予防月間」への協力
- ▽ 内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」における啓発活動
- ▽ 学校、関係機関と連携したネットいじめの早期発見、早期対応
- ▽ 学校等における情報モラル教育の推進の支援
- ▽ 保育園・学校等における人権教育等の充実
- ▽ 子どもに対する暴力・虐待防止への啓発
- ▽ デートDVに関する性教育の実施
- ▽ リーフレット等の配布によるデートDV防止への啓発
- ▽ 男性・外国人・障がい者・性的マイノリティ等の被害者が相談しやすい環境づくりと体制整備
- ▽ 子育て世代包括支援センターでの相談の充実
- ▽ 再発防止のための関係機関と連携した情報の共有

②被害者等が安心して相談できる体制の整備

施策の方向

- 暴力や虐待の発生の際に迅速な対応が可能となるよう、専門的判断の取り入れや担当部署間での連携強化を図ります。
- 成年後見制度や虐待対応に関する専門的な判断、制度の普及に関して適切な助言を得られる権利擁護ネットワーク連携協議会の充実を図ります。
- 被害を受けた人・子どもの安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる保護救済に対する体制づくりを推進します。
- 配偶者等による暴力（DV）をはじめ、各種暴力の被害者や様々な悩みに応えることのできる相談システムの充実を図ります。また、長野県等との連携を強化し、切れ目のない支援につなげます。
- 女性への暴力等に関する相談について、警察や関係機関の連携を強化することにより、被害からの心身の回復と被害の深刻化防止を図ります。
- DVなどの被害者が早期に日常生活を取り戻すことができるよう、精神的、経済的な負担の軽減を図るための犯罪被害者給付制度等、各種犯罪被害者支援制度の周知を図ります。

具体的施策

- ▽ 村要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能の充実
- ▽ 必要に応じた庁内部署間または関係機関との連携による相談への対応
- ▽ 権利擁護ネットワーク連携協議会の機能充実
- ▽ 権利擁護ネットワーク連携協議会と警察や関係機関との連携強化
- ▽ 権利擁護ネットワーク上伊那全体協議会との連携
- ▽ DV被害者支援ネットワークの整備
- ▽ DV被害者等の相談窓口の周知
- ▽ DV相談に対する的確な対応のための専門研修の実施
- ▽ 要保護児童対策地域協議会との連携による要保護児童の把握と対応
- ▽ 子育て世代包括支援センターでの相談体制の充実
- ▽ 県・関係機関と連携した被害者の安全を確保するための体制整備
- ▽ 高齢者虐待に関する通報や相談に対する速やかな対処と解決に向けた対応（地域包括支援センター）
- ▽ 県の相談窓口の周知と利用紹介
- ▽ 被害者の精神的・経済的負担軽減のための制度紹介

※23	SNS	: Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）を略したものであり、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
※24	セカンドレイプ	: 第三者が性被害を受けた方を傷つけること。第三者からの何気ない発言、励ましや気遣いの中で、「性暴力を受ける側にも落ち度があった」「どうして抵抗しなかったのだ」「いつまでくよくよ悩んでいるのだ」などと非難されたり、事件について振り返るたびに性暴力のいまわしい記憶を呼び起こされることで、さらなる社会的・心理的ダメージを負うこと。
※25	デートDV	: 配偶者間や恋人などの親密な関係で起こる暴力をDVといい、その中でも恋人同士の間で起こる暴力のこと。

基本的事項

- ◎ 近年、LGBTQ^{※26}など性の多様性が進んだことにより、社会生活において様々な問題の顕在化が見られます。特に、これら性的マイノリティへの理解不足による偏見や差別が社会問題化しつつあり、当事者が抱える困難や生きづらさを解消する必要があります。加えて、障がいがあること、外国人であることなどにより、複合的に困難な状況に置かれている者がいることを理解することが必要です。
- ◎ 村民すべてが、安心して暮らすことができるよう、困難な状況に置かれている人への支援と多様性の尊重が求められています。
- ◎ また、非正規での雇用の増加やデジタル化など、様々な要因により格差社会といわれる状況が見られます。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大が、非正規雇用労働者や宿泊、飲食サービス業等に与える影響が大きく、格差がより顕在化しています。このため、雇用対策や経済的支援の必要性が高まっています。
- ◎ 近年、女性の社会進出が進み、女性が担う役割は高まりつつあるものの、経済社会における男女のおかれた状況の違いなどにより、女性が貧困に陥りやすい状況にあります。
- ◎ この貧困は、次の世代に向けて連鎖するといわれており、特にひとり親家庭が抱える様々な困難の連鎖は、断ち切ることが必要です。

①性の多様性への理解促進**施策の方向**

- 性的マイノリティへの理解を深め、すべての村民がともに共存することのできる環境づくりのための啓発を行います。
- 性的マイノリティについて正しい理解と偏見を防止するため、学校等におけるトイレ、更衣室等、特別な配慮について支援します。
- 性別は「男」と「女」だけという考え方を改め、多様な性の在り方への理解を深め、当事者が抱える生きづらさの解消を図るための相談体制の充実を図ります。

具体的施策

- ▽ 学校からの要請に対応した性的マイノリティの児童生徒のための施設整備
- ▽ 性的マイノリティへの理解を深めるための啓発
- ▽ 性的マイノリティのための相談窓口の設置検討
- ▽ 国や県など村以外の窓口の周知と利用紹介

②性に起因する人権侵害を許さない環境づくり

施策の方向

- 性に起因する人権の尊重についての理解を深めるとともに、人権の侵害についての正しい知識の普及を図ります。
- 性に起因して人権が侵害された場合の相談しやすい体制の充実を図ります。
- 思春期の児童・生徒に対し、性についての正しい知識の普及と相談・支援体制の充実を図ります。
- 青少年に悪い影響を与えるおそれのある商品やサービスを排除するための住民運動、啓発活動を進めます。
- セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど各種ハラスメントの防止に向け、企業・事業者に対して周知します。
- 性の多様性を個性と捉え、差別や偏見のない誰もが自分らしく生活することのできる地域づくりを進めます。
- 村商工会と連携して、企業における性的マイノリティへの対応について支援します。

具体的施策

- ▽ 性的マイノリティへの理解と人権が守られるための啓発
- ▽ 各種ハラスメントへの理解を図るための啓発
- ▽ 成人向け有害図書、ビデオ等自動販売機設置反対運動
- ▽ 学校等と連携した性教育の充実への支援
- ▽ 性的マイノリティの児童・生徒のための学校からの要請に対応した施設整備
- ▽ 地域における見守り活動への支援
- ▽ 企業と連携した子ども見守りへの支援
- ▽ 企業における性的マイノリティ対策への情報提供・支援
- ▽ 企業における各種ハラスメント防止のための取組支援
- ▽ 人権侵害への相談体制の充実
- ▽ 国や県等の関係機関における相談体制の広報・周知

③どのような属性の人たちでも安心してくらせる環境整備

施策の方向

- 障がいや国籍を個性の多様性と捉え、ともに暮らしやすい地域づくりを実現するため、啓発等を推進し相互理解を進めます。
- 障がい者や外国人等が持てる力を発揮し、自分らしく安心して生活できるよう、多様な就業機会や学習機会の提供、社会的孤立を防ぐための地域の支え合いの仕組づくりなど、環境づくりを推進します。

具体的施策

- ▽ 障がいに対する理解と差別意識解消に向けた啓発・教育
- ▽ 障がい者の就労機会拡大への支援
- ▽ 学校における国際教育の推進
- ▽ 地域における国際理解と人権尊重の意識を高める啓発

- ▽ イングリッシュキャンプの実施など、外国人との異文化交流の推進
- ▽ 外国人にも分かりやすい行政サービス・生活情報の提供と相談窓口の充実
- ▽ 行政窓口における手話や外国語など多様なコミュニケーションの提供
- ▽ 企業のグローバル化に伴う外国人従業員への対応や就業機会拡大への支援

④ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている人への支援

施策の方向

- それぞれが抱える経済、就業、健康、家庭等多岐にわたる課題に応じた適切な支援を行い、生活上困難な状況に置かれている人の自立の促進を図ります。
- 関係機関や民間支援団体等と連携して、ひとり親家庭が抱える実情や課題に応じた適切な支援を行います。
- 家庭の事情によって子どもの進路が限定されることのないように、多様な選択肢を選ぶことのできる相談体制の整備を図ります。
- それぞれが抱える困難な状況を把握できるよう、様々な機会を通じた状況の把握と共有、支援へ繋げる仕組づくりを推進します。

具体的施策

- ▽ 子育て支援やひとり親家庭に対する支援事業の積極的利用への啓発
- ▽ 子育て世代包括支援センターや地域包括支援センター等と連携した切れ目ない支援
- ▽ 行政サービス・生活関連情報の提供、相談窓口の充実
- ▽ 健康教育、健康相談、訪問指導等の充実
- ▽ 青年期から高齢期における健康づくりの支援
- ▽ 必要に応じた家庭訪問等、積極的な関わりの実施
- ▽ 奨学金等、各種支援策の情報提供
- ▽ 保育園、学校等と行政のひとり親家庭に関する情報の共有
- ▽ 村、社会福祉協議会、民生児童委員会等で組織されている福祉ネットワークによる困難な状況にある家庭に関する情報共有
- ▽ 企業・事業者に対して、パート・派遣労働者等の労働環境改善への啓発
- ▽ 就業機会について情報収集や提供など就業相談による自立支援

※26

LGBTQ :Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning (クイアやクエスチョニング) の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ (性的少数者) 全般を表す言葉。LGBTQに「Q」を頭文字に持つ二つのセクシュアリティがプラスされた言葉で、Qを表す「クイア」は、もともと「不思議な」「風変わりな」「奇妙な」などを表す言葉で、同性愛者への侮蔑語だったが、現代では、規範的な性のあり方以外を包括する言葉としても使われている。「クエスチョニング」は、自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等を表す言葉。

基本的事項

- ◎ 男女が、お互いの身体的な性差を十分に理解し、生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、自分らしく生きるためには必要不可欠です。また、社会環境が大きく変化する現代において日常でのストレスを感じ、こころの健康を害する人が増加しており、様々な対応が求められています。
- ◎ 一方、近年の晩婚化等様々な要因により不妊不育に悩み、不妊治療を希望する男女が増えています。しかし、周囲の理解が得られないことなどの理由から、働きながら治療を行うことの難しさが課題となっています。
- ◎ 村民が自分らしく充実した生活を送るために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※27}にかかわる問題を生涯通じて考え、ライフステージに応じた健康保持ができるよう、理解への啓発とともに支援することが求められています。

①生涯を通じた健康支援**施策の方向**

- 南箕輪村保健計画に基づき、特定健診や各種検診の受診率の向上や正しい知識の普及・啓発による、生涯における村民の保健・健康づくりを推進します。
- いのち支える南箕輪村自殺対策計画に基づき、こころの健康に関する相談窓口の周知や、ゲートキーパー^{※28}の育成など、誰も自殺に追い込まれることのない村への実現を目指します。

具体的施策

- ▽ 特定健診や各種検診の受診率向上のための取組
- ▽ 生活習慣病予防のための必要に応じた保健指導、各種健康づくり講座の開催と啓発
- ▽ 子どもから高齢者まで、年代に応じた適切な食生活への指導、啓発
- ▽ 家族や地域、職場での気づきに関する啓発
- ▽ 広報紙・村ウェブサイトでの自殺対策についての定期的な啓発
- ▽ 南箕輪村いのち支える自殺対策推進本部と関係機関の連携強化
- ▽ こころの健康に関する相談体制の充実
- ▽ ゲートキーパー研修会の開催

②妊娠・出産等に関する負担の軽減

施策の方向

- 安全に安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠や出産、育児に関する知識の普及と相談・支援体制の充実を図ります。
- 不妊治療には、男女が共に取り組む必要があります。そのため、働きながら治療に取り組むことができる職場環境の改善について企業に働きかけます。

具体的施策

- ▽ 妊娠期から18歳までの子どもがいる子育て世帯に対する一貫した相談システムの充実
- ▽ 子育てに関するネットワークづくりへの支援
- ▽ 多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ▽ 特別な配慮を要する子どもへの支援体制の充実
- ▽ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の啓発
- ▽ 特別保育（乳児、延長保育、一時預かり、病児・病後児預かり）の充実
- ▽ 放課後児童クラブの充実
- ▽ 地域での子育て支援の推進
- ▽ 企業における不妊治療や妊娠、出産、子育てへの理解・配慮に対する啓発

※27	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	:生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利のこと。性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。そして、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。
※28	ゲートキーパー	:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる。

基本的事項

- ◎ 大規模災害の発生が危惧される中、発生後には避難所での団体生活を余儀なくされることがあります。特に、女性や様々な配慮を要する人にとって、避難所での環境は配慮が欠ける点が見受けられます。
- ◎ これまで避難所の運営等は男性の役割、赤十字奉仕団は女性の役割としていた風潮がありました。男女共同参画の推進は、安全・安心で災害対応力の高い地域の形成につながることから、女性の視点を取り入れた運営や男女を問わない参画が求められます。
- ◎ また、災害時要支援者等の避難には、共助の視点に立ち、地域で支えあうことで安心感が生まれます。災害時住民支えあいマップ^{※29}の作成などにより、地域で支え合う力をつけていく必要があります。

①男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進

施策の方向

- 行政が実施する防災訓練等の際には、女性視点での改善点を把握し、災害時における女性への対応を充実します。
- 女性の視点を取り入れた避難所の開設・運営、備蓄資材の準備等に配慮します。
- 防災会議等への女性委員増加により、防災、災害復興に関する計画策定に女性の視点を反映します。
- 自主防災組織、防災アドバイザー等、防災分野における女性参画を促進し、男女のニーズの違いが計画段階で反映されるように取り組みます。
- 赤十字奉仕団等の女性参画が多い防災に関わりの深い組織について、男女を問わない参画を促進します。
- 災害時住民支えあいマップ等の作成には、女性の視点を反映します。
- 消防団活動に協力する企業・事業者への優遇措置や消防団の活動環境の改善等により、地域防災を担う消防団員の確保を推進します。また、女性の視点からの防災対策や消防活動の推進、地域防災の確保のため、女性団員の入団を促進します。

具体的施策

- ▽ 防災訓練等における女性視点による改善点の把握および対応への取組
- ▽ 避難所を開設・運営する際の女性避難者への配慮事項の検討
- ▽ 災害時における女性ニーズの調査、把握と対応
- ▽ 地域防災における固定的な性別による役割分担意識の解消への取組
- ▽ 防災会議等への女性委員の登用
- ▽ 自主防災組織、防災アドバイザー等、防災分野への女性参画の促進
- ▽ 災害時住民支えあいマップや災害時個別避難計画の作成支援と、作成に際して女性参画の促進
- ▽ 消防団増員のための待遇の改善への取組
- ▽ 女性消防団員の積極的な募集

※29 災害時住民支えあいマップ : 災害の避難時に支援が必要な要配慮者、支援者、社会資源等を表記した地図。

男女の固定的役割分担意識を払拭し、それぞれが共に家事や育児、介護に取り組む社会を目指し、意識の醸成や理解の促進を図ります。

また、SDGs への取組やデジタル技術の活用など、時代の潮流にも対応でき、若者や移住者を含めたすべての村民が快適に暮らすことのできる、個性ある男女共同参画社会づくりにも取り組みます。

重点目標 7

男女双方の意識改革・理解の促進

基本的事項

- ◎ 男女共同参画推進にかかわるすべての取組の基盤として、固定的性別役割分担意識を植え付けない、押しつけない取組と、固定的性別役割分担意識に基づく社会慣行・しきたりの見直しを進める必要があります。
- ◎ 村では平成13年度に「21世紀に輝く女と男」と題した男女共同参画行動計画を策定し、以後改定を行いつつ意識づくりへの施策に取り組んできました。
- ◎ しかし、いまだに男女ともに生きづらさが解消されていないのは、古い慣習や習慣、個人や家庭、地域、企業等における性による固定観念に縛られ、くらし方・働き方に影響を与えているからと考えられます。このような意識や人生観は、子や孫の世代へ、高齢者から若者へ引き継がれ、幼少期から男女の性による役割分担意識が、様々な場面での人権の尊重に影響を与えることとなります。
- ◎ 近年、若者の間には家事や育児、介護などを両性で取り組む機運が高まりつつありますが、十分といえる状況にはありません。
- ◎ 村アンケート調査によると、女性が家庭と仕事の両立に負担となっていることとして、「家事」「育児や子どもの教育」「職場の理解がない」との回答が多く、また、男性が家事や子育てに積極的に参加できない理由の多くは「女性の役割と思っている（そういう風潮がある）」「仕事が忙しく時間がない」「職場の理解が足りない」となっています。
- ◎ これらは、経済的な負担の重さや晩婚化と併せて、少子化の要因といわれ、男性の家事や育児、介護へ積極的に参加する意識の醸成と体制の整備を図っていく必要があります。
- ◎ そのため、男女共同参画を自分事としてとらえるための学びの機会を、家庭・地域・職場・学校など様々な場面や様々な立場の人に向けて充実していくことが必要です。

①固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革の推進

施策の方向

- あらゆる世代とあらゆる場面における固定的性別役割分担意識の解消のため、啓発活動とともに学習機会の提供を行います。
- 村公民館活動など、地域での学習会の開催に対して支援します。

具体的施策

- ▽ 広報、村ウェブサイト、CATV等、様々な情報媒体を活用した啓発
- ▽ 男女共同参画についての講演会・研修会の開催及び参加の促進
- ▽ 村商工会と連携した企業内の講演会・研修会開催への働き方と支援
- ▽ 村公民館、分館など地域を通じた啓発と学習会等への開催支援
- ▽ 男女共同参画に関する実態調査と調査結果の定期的な公表
- ▽ 村の広報や各種文書等における性別に関する固定的観念による表現の見直し検討

②家庭・地域・職場・学校等における男女共同参画を学ぶ機会の充実

施策の方向

- 男女共同参画に関するイベントや講演会開催情報について、村民への提供と参加を促進します。
- 男女共同参画に主体的に取り組む組織の設置を検討するとともに、取組をけん引する人材の育成に取り組めます。
- 保育園、学校、企業を通じた男女共同参画の取組への働きかけや教育を進めます。

具体的施策

- ▽ 長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」主催のイベントや講演会等の情報提供と参加促進
- ▽ オンラインツール活用のセミナー・講演会の開催による参加機会の拡大
- ▽ 長野県生涯学習推進センター主催の講座等の情報提供と参加の支援
- ▽ 村商工会と連携した経営者や管理職などへの男女共同参画に関する啓発
- ▽ 保育園、学校等における男女共同参画に関する取組及び教育推進への支援

③男性の家事・育児・介護等への主体的な取組の推進

施策の方向

- 男性が主体的に家事・育児・介護に関わる意識の醸成を図ります。
- 村商工会と連携して企業や事業者に対して、男性の育児休業制度の普及啓発を行います。
- 子育て支援制度の充実とともに、子育てを行う上での男女の固定的な役割分担意識の改革を図り、男性の家事・育児・介護への積極的な参加を促進します。

具体的施策

- ▽ 男性の育児・介護休業の積極的な取得に向けた制度の周知
- ▽ 企業における育児・介護等に関する支援制度の利用促進
- ▽ 企業・事業者に対して、男性の育児介護休業制度の取得への啓発や従業員への教育機会の提供

④多様な進路選択・職業選択を可能にする環境づくり

施策の方向

- 誰もが固定的性別役割分担意識や性差に基づく人生観、アンコンシャス・バイアス※30によらず、自らの意思に基づいて、働き方・学び方・生き方を選択できるよう、生涯にわたる教育・学習機会の充実を図ります。
- 理工系分野をはじめ女性の進出が進んでいない産業分野等が多い現状に鑑み、小・中・高等学校の女子児童・生徒に対し、こうした分野に興味を持つような機会の創出・拡大を図ります。
- 社会的・職業的自立に向け、家庭、地域等の教育力を活かし、幼児期から発達段階に応じて自発的なキャリア発達を促して、自分の人生を構想するキャリアデザイン力を育成します。
- 児童・生徒が進路を選択する際に、自分らしい進路選択が可能となるよう、親や教員等に固定的な性別による役割分担意識の払しょくのための啓発に取り組みます。
- 児童・生徒が進路を選択する際に、アンコンシャス・バイアスとならないように、日ごろから自分の進路について考える機会を提供します。

具体的施策

- ▽ 保育園、学校等における男女共同参画に関する取組や教育の推進支援
- ▽ 広報紙、村ウェブサイト、CATV等、様々な情報媒体を活用した啓発
- ▽ 男女共同参画についての講演会・研修会等の開催及び地域や企業での開催に対する支援
- ▽ 公民館、分館等を通じた啓発活動と学習会等の開催への支援及び参加促進
- ▽ 公民館活動等における自然観察会や講座の開催などを通じた理工系分野への興味の醸成
- ▽ 長野県南信工科短期大学や信州大学、各種ボランティア団体等と連携した理工系分野への興味の醸成
- ▽ 学校におけるキャリア教育の推進
- ▽ 家庭や地域で実施するキャリア教育への支援
- ▽ 親や教員に対する固定的な性別による分担意識解消のための啓発の推進
- ▽ 日ごろから自分の進路は自分で決めるという意識の醸成のための啓発

⑤男女共同参画の視点に立った表現の推進

施策の方向

- 広報・情報発信を行う際、男女共同参画の視点に立ち、固定的性別役割分担意識の助長や人権侵害につながらないものとなるよう、発信者の男女共同参画に関する理解促進に努めます。
- 多様なメディアや様々な手法を用いて、男女共同参画の推進に資する好事例等の情報の積極的な発信に努めます。

具体的施策

- ▽ 村の広報や各種文書等における性別に関する固定的観念による表現の見直し検討
- ▽ 広報紙、村ウェブサイト、CATV等、様々な情報媒体を活用した啓発

※30 アンコンシャス・バイアス : 無意識の偏ったものの見方のこと。過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気付かないうちに身に着いたものの見方や捉え方の偏り。

基本的事項

- ◎ 本村の人口動態は、すべての世代で流入超過となっています。世代別では、20～29 歳で男女ともに転入者数及び転出者数が最も多くなっています。この世代の転入出は就職や結婚等によるものと推察されます。続いて 30～39 歳での転入者数及び転出者数が多くなっています。
- ◎ 一方、転入・転出先については、東京圏や県外について転出超過となっており、地域の魅力の向上などへの対策が必要です。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークの急速な拡大、二地域居住、本社機能の地方移転など、人々の働き方や暮らし方が変化しています。
- ◎ SDG s の達成が成果的な潮流となっていることを踏まえ、本計画の策定を契機と捉え、グローバルな視点と企業等や村民自らの意識改革により取組を進めることは、魅力ある地域の形成に寄与するとともに、「選ばれる地域」につながると期待されます。

① SDG s の達成に向けたパートナーシップの推進**施策の方向**

- SDG s の 17 の目標のうち「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」など、男女共同参画に関わる SDG s 達成に向けた取組を推進します。

具体的施策

- ▽ 村民への SDG s に関する周知・啓発
- ▽ 村職員への SDG s に関する勉強会等の実施
- ▽ SDG s との関連性を意識した村事務事業の実施

② デジタル技術の活用等によるそれぞれが望む暮らし方の実現**施策の方向**

- 誰もが働きやすく、能力を発揮できる環境整備を促進するため、テレワークなど新たな働き方への支援や企業の ICT 人材育成や DX 推進を支援します。

具体的施策

- ▽ 企業の ICT 人材育成や DX 推進への支援
- ▽ テレワークの推進

③男女共同参画の視点で魅力ある村づくり

施策の方向

- 村の様々な特性や魅力を発信し、若者の興味・関心の喚起、村民の生活の質の維持・向上、交流のさらなる活性化により、魅力ある村づくりに取り組みます。
- 若者が抱く結婚や育児に対する不安の解消に向け、結婚を支援する世話人やサポーターの育成、育児不安への相談体制の充実を図ります。
- 地域における根強いしきたりや風習等の改善に向けた啓発を図り、地域活動への女性の積極的な参画を促進します。
- 地域の担い手となる人材や対話を通じた地域づくりを促す人材の確保・育成を図ります。
- 区役員や村職員を対象に、女性リーダー育成を目的とした研修会を開催します。
- 商工業等の女性経営者や後継者向けの研修会等の開催による資質向上を図り、経営層への女性参画を促進します。

具体的施策

- ▽ 南箕輪村社会福祉協議会等が主催による結婚相談や出会いの場のイベント等への支援
- ▽ 区や村内諸団体が実施する男女共同参画に関する研修会への支援
- ▽ 区、自治会、PTA等に対して、役員への積極的な女性登用への啓発
- ▽ 南箕輪村生活改善推進協議会にて地域に根差したしきたりや風習等の改善について検討
- ▽ 企業・事業者への働き方改革への取組啓発
- ▽ 村商工会と連携した、女性の職業生活における活躍の推進についての啓発
- ▽ 地域人材や企業における女性人材育成のための教育機会の提供
- ▽ 企業におけるキャリアアップに関する研修会等への支援

推進体制の強化

基本的事項

- ◎ 男女共同参画社会づくりを一層強力に進めていくためには、直接的・間接的に関わらず影響を及ぼすあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させ、様々な主体と協働・連携して取り組んでいくことが重要です。
- ◎ 男女共同参画社会が誰にとっても生きやすい社会であることを、一人ひとりが実感するためには、地道な啓発活動を継続して実施していくことが重要であり、そのために、国、県、企業、団体、NPO等が連携して様々な情報発信を行っていくことが必要です。
- ◎ また、男女共同参画社会の実現に向けて、村民、企業、村がそれぞれの責務を明らかにし、施策の基本的事項を定める南箕輪村男女共同参画条例の制定も視野に入れ環境整備を行っていくことが必要です。

①国・県と連携した男女共同参画への取組

施策の方向

- 最新の情報の把握、専門的な知見をもとに取り組めるよう、国・県との連携を図りつつ、男女共同参画社会づくりを一層強力に進めていきます。

具体的施策

- ▽ 国や県と連携した啓発・情報発信
- ▽ 国や県が有する相談窓口等の村民への周知と有効活用

②関係団体等との連携・協働による男女共同参画社会づくりの推進

施策の方向

- 村内各種団体との連携を強化し、男女共同参画の必要性や効果などに関する啓発活動を行います。
- 南箕輪村男女共同参画行政推進会議が中心となり、南箕輪村男女共同参画推進委員会との連携を図りつつ、男女共同参画社会づくりを計画的に推進します。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、村民、企業、村等が各々の責務を明らかにし、村民が同じ方向を目指す施策の基本的事項などを定める、南箕輪村男女共同参画条例の制定を研究します。

具体的施策

- ▽ 各種講座や学習会、村内外の組織との交流会などを通じた啓発
- ▽ 南箕輪村男女共同参画推進委員会との連携強化
南箕輪村男女共同参画条例制定に向けた研究

第6章 目標指標

1 目標設定の考え方

本計画期間である5年間にわたる取組状況の進捗確認及び検証を行うため、下表に示した考えのもと成果指標、活動指標を設定します。

区 分	指標の考え方
成果指標（アウトカム）	事務事業を通じて対象にもたらされる成果（アンケートによる満足度など）
活動指標（アウトプット）	事務事業における活動量や活動実績

※注：基準年度が令和元年度の場合は、南箕輪村第5次総合計画後期基本計画に示されている指標をそのまま掲載しています。

2 成果指標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値 (令和8年度)	関連 テーマ
審議会等委員の女性比率	22.2% (令和元年度)	30%	I
	地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性登用率		
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	46.2% (令和2年度)	60%	I
	村民アンケートで「内容を知っている」「少し知っている」と回答した率		
「DV」の認知度	90.4% (令和2年度)	100%	II
	村民アンケートで「内容を知っている」「内容を少し知っている」と回答した率		
「LGBTまたはLGBT Q」の認知度	51.8% (令和2年度)	65%	
	村民アンケートで「内容を知っている」「内容を少し知っている」と回答した率		
障がい者のための福祉サービスが充実している	18.6% (令和元年度)	19%	
	総合計画アンケートで「満足」「まあ満足」と回答した率		
家庭での家事の役割分担が男女協力である	33.1% (令和2年度)	40%	III
	村民アンケートで「家事・育児は協力」と回答した率		
性別による固定観念意識に反対である	66.0% (令和2年度)	80%	
	村民アンケートで「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」「どちらかといえば反対」と回答した率		
むらへの愛着度	79.1% (令和元年度)	80%	
	総合計画アンケートで「愛着を感じている」と回答した率		

3 活動指標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値 (令和８年度)	関連 テーマ
人権・男女共同参画に関する研修会等の開催数	３回／年 (令和元年度)	３回／年	Ⅰ・Ⅲ
	研修会・講演会などの年間開催数		
就労情報へのアクセス数	22,735 件／年 (令和元年度)	24,000 件／年	Ⅰ
	村就労情報ウェブサイトへの年間アクセス数		
切れ目のない支援のための 連携会議（子育て世代包括 支援センター）	８回／年 (令和元年度)	12 回／年	Ⅱ
	子育て支援課・健康福祉課・教育委員会事務局 での連携会議の年間開催数		
がん検診受診率	28.0％ (令和元年度)	28.0％	
	平均受診率（がん検診実施指針年齢分）		
防災に対する出前講座開催 数	10 回／年 (令和元年度)	12 回／年	
	防災に関する出前講座の年間開催数		
移住、定住情報へのアクセ ス数	6,485 ユーザー／年 (令和元年度)	6,500 ユーザー／年	Ⅲ
	移住定住サイトへの年間ユーザーアクセス数		

参考資料

1 計画策定の経緯

【 令和2年度 】

□…推進委員会 ▽…行政推進会議
◇…策定委員会 △…行政推進会議幹事会

期 日	会議名等	内 容
6/30 (火)	□第1回男女共同参画推進委員会	○推進員委嘱○村の推進体制と推進状況説明 ○第5次行動計画策定について ○意見交換
7/6 (月)	△第1回男女共同参画行政推進会議幹事会	○行動計画策定スケジュール ○第4次行動計画事後評価の作成について ○第5次行動計画策定住民意識調査素案作成
7/17 (金)	◇第1回男女共同参画行動計画策定委員会 ※第5次男女共同参画行動計画策定研修会	○策定委員委嘱 ○第5次行動計画策定研修 講師：県人権・男女共同参画課 高井晴由さん ○行動計画策定スケジュール ○第4次行動計画事後評価について ○第5次行動計画策定住民意識調査検討
7月 ～8月	・第5次南箕輪村男女共同参画行動計画策定 のためのアンケート調査 実施時期：7月末発送～8月11日回収	○18歳以上の村民1,000名を対象 ・450人が回答（回答率45.0%）
10/5 (月)	▽第1回男女共同参画行政推進会議	○第5次行動計画策定住民意識調査速報報告
10/6 (火)	△第2回男女共同参画行政推進会議幹事会	○第4次行動計画事後評価検討 ○第5次行動計画策定住民意識調査結果確認
10/28 (水)	◇第2回男女共同参画行動計画策定委員会	○第4次行動計画事後評価検討 ○第5次行動計画策定住民意識調査結果確認 ○クロス集計案検討
12/7 (月)	△第3回男女共同参画行政推進会議幹事会	○第4次行動計画事後評価最終検討 ○第5次行動計画策定住民意識調査クロス集計検討
12/16 (水)	◇第3回男女共同参画行動計画策定委員会	○第4次行動計画事後評価確認 ○第5次行動計画策定住民意識調査クロス集計確認
2/3 (水)	▽第2回男女共同参画行政推進会議	○第5次行動計画策定住民意識調査結果報告
2/17 (水)	□第2回男女共同参画推進委員会	○本年度の取組について ○第5次行動計画策定状況について ・第4次事後評価について ・第5次計画住民意識調査（結果）について ○意見交換

【 令和3年度 】

期 日	会議名等	内 容
5/19 (水)	□第1回男女共同参画推進委員会	○推進員委嘱 ○推進体制及び本年度の推進計画について ○意見交換：男女共同参画社会の実現について
6/1 (火)	▽第1回男女共同参画行政推進会議	○本年度の策定予定について
6/29 (火)	△第1回男女共同参画行政推進会議幹事会	○推進委員会より（報告） ○計画名称の変更について ○策定にあたっての基本方針検討 ○第5次計画骨子案について ○策定スケジュールについて
7/7 (水)	◇第4回男女共同参画行動計画策定委員会 ※会議回数は令和2年度より通算回数	○策定委員委嘱 ○計画名称の変更について →第5次男女共同参画行動計画 ○第5次計画骨子案について ○策定にあたっての基本方針確認 ○策定スケジュールについて
8/25 (水)	△第2回男女共同参画行政推進会議幹事会	○第5次計画原案検討
9/17 (金)	△第3回男女共同参画行政推進会議幹事会	○第5次計画原案検討
10/6 (水)	◇第5回男女共同参画計画策定委員会	○第5次計画原案説明・検討 ○計画策定スケジュール（修正）
10/26 (火)	◇第6回男女共同参画計画策定委員会 ※委員会名称変更	○第5次計画原案検討 ・グループワーク（ワールドカフェ方式）
11/9 (火)	△第4回男女共同参画行政推進会議幹事会	○第5次計画案検討（第6回会議での意見検討）
11/30 (火)	◇第7回男女共同参画計画策定委員会	○第5次計画案検討（修正点検討）
12/14 (火)	▽第2回男女共同参画行政推進会議	○第5次計画案検討 →パブリックコメントへ
1月	・パブリックコメントの募集 募集期間：1月1日（土）～31日（日）	○第5次計画案に対するパブリックコメントを村ウェブサイトにて募集
1/18 (火)	□第2回男女共同参画推進委員会	○本年度の取組について ○第5次計画案について ○今後の男女共同参画推進について
2/7 (月)	△第5回男女共同参画行政推進会議幹事会	○パブリックコメント意見の確認と検討 ○第5次計画検討 ○ダイジェスト版検討
2/16 (水)	◇第8回男女共同参画計画策定委員会	○第5次計画確認 ○ダイジェスト版検討・確認
2/17 (木)	・パブリックコメント結果の公表	○パブリックコメントの結果を村ウェブサイトで公表（意見数 1件）
2/25 (金)	・村長へ完成報告	○男女共同参画計画策定委員会正副委員長から村長へ完成報告

2 男女共同参画計画策定委員名簿

令和2年度	
委員長	宮下 努
副委員長	唐澤 豊
委員	原 源次
	倉田 健郎
	出羽澤和子
	田中 博美
	桑原たか子
	加藤 典子
	小松 豊
	足立千恵子
	両角 忠幸
	島尻理恵子
	堀 綾子
	百瀬 亜紀
	平野 真也
<庶務>	
教育次長	伊藤 弘美
社会教育係長	藤澤 勇
社会教育指導員	小池 雅司

令和3年度	
委員長	宮下 努
副委員長	唐澤 豊
委員	原 源次
	福澤 勇
	出羽澤和子
	田中 博美
	桑原たか子
	加藤 典子
	小松 豊
	五味なおみ
	両角 忠幸
	島尻理恵子
	堀 綾子
<庶務>	井崎 由華
	平野 真也
教育次長	清水 勝宏
社会教育係長	藤澤 勇
社会教育指導員	小池 雅司